

平成24年塩尻市議会12月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成24年12月18日(火) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 8号 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市簡易水道条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

議案第17号 塩尻市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

議案第18号 塩尻勤労者体育センターの指定管理者の指定について

議案第19号 塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者の指定について

議案第20号 塩尻市大門駐車場の指定管理者の指定について

議案第21号 塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

議案第22号 塩尻市榑川地区定住促進住宅の指定管理者の指定について

議案第23号 塩尻市雇用促進住宅の指定管理者の指定について

議案第24号 塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者の指定について

議案第27号 市道路線の認定について

議案第28号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第30号 平成24年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第31号 平成24年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第32号 平成24年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第33号 平成24年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

議会平成24年9月第1号 住宅リフォーム助成制度の拡充を求める意見書

陳情12月第5号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

出席委員・議員

委員長 永井 泰仁 君 副委員長 西條 富雄 君

委員 横沢 英一 君
委員 中村 努 君
委員 中原 輝明 君
議長 永田 公由 君

委員 青木 博文 君
委員 塩原 政治 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

庶務係主事 若林 智彦 君

午前10時00分 開会

委員長 皆様おはようございます。ただいまから12月定例会経済建設委員会を開会します。本日の委員会は委員全員が出席をしております。当委員会に付託された議案は別紙付託案件表のとおりであります。日程につきまして西條副委員長から申し上げます。

副委員長 おはようございます。それでは説明させていただきます。本日、委員会審査をしていただき、委員会終了後、片丘浄水場建設地と信州F・POWERプロジェクト予定地へ視察を予定しております。視察の際には寒いので防寒対策をしっかりといただきまして、また、ちょっと地面のほうが、ちょっと雨で緩んでるようでございますので長靴など履いていただきまして、出発時間につきましては審議の進捗を見て出発時間を決めたいと思いますが、おおむね午後3時頃を予定しております。午後5時までには視察を終了して市役所へ到着後、午後5時15分に市役所ロータリーから出発するバスで、今回は、ならい荘に向かいます。午後6時から懇親会を開催します。帰りは市役所まで同じくバスが出ますので、乗って帰っていただきますようお願いいたします。以上です。

委員長 よろしく願いをいたします。それでは、この際申し上げます。審議に関する発言は委員、説明する職員は、すべてマイクを使用していただきますようお願いをします。審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いをいたします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。大変お忙しいところ、また、国政選挙等でお疲れのところ委員会を開催をしていただきまして大変ありがとうございます。お手元に本日御審査をいただく条例案件等、差し上げてございます。よろしく御審査をいただき、原案どおりお認めいただければ大変幸せでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 それでは審査を行います。なお、発言に際しては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者

のみの発言とします。議事進行への御協力をお願いをいたします。また議案の審査案件に関係のない職員の退席を認めます。

議案第8号 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第8号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 おはようございます。それでは、議案関係資料の13ページをお開き願いたいと思います。議案第8号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1の提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によりまして、地方公営企業法の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございますが、資本剰余金の取り崩しによって損失を直接補てんする規定を設けるものでございます。従前の資本剰余金につきましては、地方公営企業法施行令の定める以外は処分することができなくなりましたが、国の一括法によりまして地方公営企業法が改正され、議会の議決、または条例により処分することとなったため改正するものでございます。改正内容につきましては、従前の施行令の規定にありました処分方法につきまして、地方公営企業会計の継続性の原則から、その規定を条例化し継続するものでございます。

14ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。改正案といたしまして資本剰余金の処分第6条を条例化するものでございます。こちらを追記させていただきました。なお、条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

中村努委員 この条例改正で具体的に会計上、現状でこれに当てはめるような事例というのは、あるんでしょうか。

経営管理課長 条例化はさせていただきましたが、今までどおりでございますので別段変わったことはございませんが、特に下水道と農業集落排水につきましては、今までどおり実施していたものでございます。

中村努委員 じゃ、今後こういうことが起こり得るとすると具体的にわかりやすく、どんな場合が想定されますか。

経営管理課長 担当係長のほうから説明させていただきます。

庶務係長 今回、改定され、ここに条例化するものにつきましては、先ほど課長も申したとおり下水道と農業集落排水事業の会計になります。今現在、償却を行っているわけでございますけれども、その償却を行っている方法が補助金、仮に200万円のものをつくった時に50万円補助金が入って来たという時に、本来であれば200万円を10年かけて減価償却する場合は、20万円ごと償却費を盛ってけばいいんですけども、みなし償却という制度を適用できる関係で下水・農集排については、その50万円については価格からそれを除いて150万円の帳簿価格として、それを10年で償却するもんですから、そうすると毎年15万円ずつ償却をしていきます。そうすると10年たっても、最終的に50万円の帳簿の価格は残ってしまうこととなります。そういった時に、それを処分いたしますと50万円の損が出ますので、そういった時に、その資本剰余金に残っている補助金を貸

借対照表の資産を落として片方の資本剰余金もそこで落とす。それを今回、今まで法令にあったものがなくなりましたので、これは今回条例として、この部分だけは条例に定めて通常の定量的、定性的、そういう同じものなので、この条例によってやっていきたいということで今回、お願いをするものでございます。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。よろしいですかね。ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので採決を行います。議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例

委員長 議案第9号塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは15ページをお願いいたします。議案第9号塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

1の提案理由でございますが、水道料金の徴収に係る使用者負担の公平性を確保するため、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございます。(1)月の中途において水道の使用開始等をし、その使用日数が15日以内の場合は、固定料金の額を2分の1の額とするもの。(2)月の中途において、メーターの口径又は給水の種類を変更した場合の料金について、その使用日数が多い口径又は種類の基準を適用し、算定することとするもの。(3)休止中の水道の使用開始に伴う開栓手数料を廃止するものでございます。

具体的に申し上げます。(1)の固定料金の額の2分の1の関係でございますが、水道料金の固定料金等の徴収にかかわる使用者負担の公平性を確保、また賦課徴収の透明性の確保などを図るため、必要な改正をするものでございます。なお、本改正につきましては現在水道等を使用していただいております皆様にかかわる改正ではなく、新たに使用を開始する者、また休止、もしくは廃止をされる者を対象とするものであります。水道固定料金等につきましては、定例日からの使用日数が半月に満たない場合、内規によりまして固定料金等を賦課していませんでしたが、負担の公平性を図り、また県内、他市の状況を勘案し、使用日数が15日以内の場合において固定料金等の2分の1を賦課させていただくものでございます。

(2)の口径等の変更についての基準でございますが、こちらについては現在も条文のとおり実施しておりますが、新たに給水条例に明記することで、より水道料金等の賦課徴収の透明性を図る目的で改正するものでございます。

(3)の開栓手数料につきましては、開栓手続きの簡素化及びサービスの向上を図るため改正するものでございまして、松本市、安曇野市などの近隣中信地区の事業体では、開栓手数料を徴収していない状況でもあります。中信地区の事業体と同じ徴収体制とすることで誤解等を招かず、円滑な使用開始の手続きを意図するものであります。なお、開栓手数料は、現在、塩尻市水道事業給水条例の規定によりまして減免措置をしております。業務

実態との整合を図るため、また改正をするものでございます。

16、17ページをお願いいたします。16ページの関係、第23条でございますが、下線を引いてございます。施設負担金を給水工事の申込みと同時にとございますが、実態に合わせまして改正案につきましては、管理者からメーターを貸与される時に納入すると改正しております。

次の水道料金の徴収につきまして、第31条2項、3項を追記させていただきました。

17ページになりますが、手数料の関係でございます。第38条の(7)開栓手数料につきまして現行の一番下段になりますが、開栓手数料500円でございましたが、こちらを削除したものでございます。

なお、条例の施行等につきましては、こちら今、平成25年4月1日から施行すると書いてございますけれども、本文の議案第9号の附則の施行期日につきましては3月14日となっております。こちらにつきましては、検針を月に二度、上旬、下旬と行っております。この二度の検針の公平性、平等性を保つために3月14日が最適と判断しまして行ったものでございます。以下、今回、議案を下水道事業、簡易水道事業、農業集落排水事業等ございまして、(1)の固定料金の額の2分の1の額とするものについては、後ほどまた同様に出てまいりますのでよろしくをお願いいたします。以上でございます。

委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

横沢英一委員 済みません、これによりましてですね、今回の条例化することによって、特に2分の1の基本使用料の額が15日以内でも徴収するってことになるわけでございますが、ここは上水道だけなんです、上水道と下水道で大体どのくらいのお金が増額になるのか試算されていまして、お願いしたいと思っております。

経営管理課長 一応ですね、平成23年度の実績を換算いたしまして計算いたしますと、上水道につきましては3,600件ほどありまして、約178万円くらいとなると思います。また下水道事業につきましては約3,400件ほどございまして、金額で申し上げますと300万円ほど増収になると思われれます。以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

中村努委員 開栓手数料の関係ですが、現状では減免という説明があったんですが、全員減免されてたということですか。

経営管理課長 おっしゃるとおりです。平成18年ころより減免されておりました。以上です。

中村努委員 そうすると、ずいぶん前から、この条例改正すればよかったと思うんですが、なぜ今ごろになったのか教えてください。

委員長 答弁を求めます。経営管理課長。

経営管理課長 まず、条例ではなくて決済で行っていたわけなんですけれども、おっしゃるとおり早期にやればよかったと思います。しかしながら、一括法等ございまして、この際、それぞれの条例等改正がございまして、この時期一度に、それぞれほかにも出てきます細かいところも修正等行いたいということで実施させていただきました。

中原輝明委員 おれは、まったく今、そんなようなことを言わんと思ったけれども。こういう、どうして今ごろ、これは、おれ部長に聞きたいだよ。高木じゃなくて、ほかの。部長に聞きたいだ基本は。だで他市じゃない、おれたちは他市の見本を示さなきゃいけない、先に。いつでも塩尻の職員の一番いけないのは他市、他市っ

て、他市が何だだ、自分でつくらなきゃいけないだ。議員から言われたことも、やっぱりまともに聞いて、それを整理してさ、それを他市に見習わせなきゃ。わかる、おれの言っていることが。それが職員のリーダーだぜ、もっと言や、副市長たちの指導が悪いになっちゃう。結果から言や、そういうことだぞ。だで、もう少し職員に、こういうことをちゃんと他市へ聞くなら先に聞いて、その先取りを、いつどうすりゃいいかってことを、いつでも先端を行かなきゃと、おれは思うんだけどさ。今ごろになって、中村委員の言われるとおりだと思うよ。なぜ今ごろになって、おれも言いたい。全く言いたいことだった。

委員長 じゃ、答弁を求めます。水道事業部長。

水道事業部長 おしかりはごもっともだと思います。まことに申しわけございません。私の指導の至らないところなんです。まずですね、開栓手数料の賦課しなくなった段階ってのは、今年度、水道料金のシステムの更新を行いました。それを、ちょうど5年前のことですかね、平成18年の時に、今、更新されたシステムを更新しております。その段階におきまして開栓手数料を賦課しなくなってきていると、その理由といたしましてはですね、その段階におきまして借家人さん、アパート等におきます使用等におきますですね、維持管理上の手続きを簡素化してほしいということで、休止届のほかには不使用という一つのもので、使用形態をつくりました。不使用というのはですね、開栓手数料はいただくが本来であれば開栓しとくわけなんです、一時的に使用はしないと。ただし、その状況でありますと、こちらの長野県ってというのは風土的にですね、冬期間において開栓しておきますと使用者がいなくて、凍結破損の恐れがあります。その関係で不使用においてもですね、一切、閉栓をしたと。そうしますと手数料のかかる休止、それとですね、手数料のかからない不使用、同じ閉栓状態でありながら二通り出て来て非常に、これは負担の公平性がとれてないということで、まず本来であればすぐ、その段階でですね、条例改正はすべきだということをございました、これにつきましてはですね、水道事業の給水条例の第14条の規定の中に、管理者が認めた場合については減免できるという措置があるものですから、起案で処理してございました。先ほど課長のほうからも話ございましたが、本年のですね、水道料金システムの更新にあわせて、ここで正式に賦課しない旨のですね、条例改正を行ったものでございます。本来であれば松本市や安曇野市が先にやってるんであれば、私どもが先駆け的にそういうことを使用者のために考えるべきということころは、今後そういう気持ちを持ちまして業務のほうに取りかかりますのでよろしくお願いたします。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第10号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

委員長 議案第10号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

建設維持課長 それでは、18ページをお願いします。議案第10号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例です。

1の提案理由であります。公共下水道の使用料の徴収に係る使用者負担の公平性を確保すること及び先ほど議案第8号と同様に、国の一括法の公布によりまして下水道法の一部改正がされたことに伴い必要な改正を行うものであります。

2の概要でありますけれども、先ほどの議案第9号の塩尻市水道事業給水条例で御説明した内容と同様に月の中途において公共下水道の使用開始等を、その使用日数が15日以内の場合は基本使用料の額を2分の1の額とするものであります。

(2)でありますけれども、下水道法の改正によりまして下水道法第7条2項により公共下水道の構造は政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術の基準に適合するものでなければならない旨の改正がされたことに伴いまして、公共下水道の構造及び維持管理の基準を定めるものであります。

3の条例の新旧対照表につきましては、後ほど御説明いたします。

4の条例の施行等であります。これは平成25年4月1日からの施行とするものでありますので、よろしくをお願いします。

19ページをお願いします。下水道条例の新旧対照表でありますけれども、改正案を中心に御説明いたしますのでよろしくをお願いします。目次でありますけれども、第5章に公共下水道の構造及び維持管理の基準(第32条-第37条)を追加するものであります。

第1条をお願いします。第1条のアンダーラインの部分管理以降ですけれども、及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準と改めるものでありますのでよろしくをお願いします。

第2条であります。第2条の(6)排水施設、法第2条2号に規定する排水施設、これにつきましては下水を排除するために設けられる排水管等のことを言っておりますのでよろしくをお願いします。

(7)処理施設、法第2条2号に規定する処理施設をいう。これにつきましては、排水施設に接続して処理するために設けられている処理施設等のことを言いますのでよろしくをお願いします。

20ページをお願いします。第27条でありますけれども、これは現行の右側にありますけれども、第27条、第30条の下線の部分の言い回しを統合しまして、第27条の中にある下線の部分でありますけれども、使用の開始、休止若しくは廃止又は現に休止しているその使用の再開(以下「使用開始等」という。)をしように改めるものでありますのでよろしくをお願いします。

第29条の2項でありますけれども、使用者が使用月の中途において公共下水道の使用開始等をし、その使用日数が15日以内である場合の基本使用料の額は、前項の表に定める額の2分の1の額とすると追加するものでありますのでお願いします。

第30条の2項につきましては、先ほどの第27条を受けて改正するものであります。使用開始等をしたというふうに改正するものでありますのでよろしくをお願いします。

21ページをお願いします。第5章に下水道法施行令第5条の3に規定します公共下水道の構造及び維持管理の基準を、第32条から第37条まで組み入れるものであります。なお、第38条から以降につきましては条文の組み入れによりまして読みかえを行うものでありますのでよろしくをお願いします。私のほうからは以上です。よろしく御審議をお願いします。

委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。ないようでありますので進みますが、ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので採決を行います。議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第10号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

委員長 議案第11号塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは、関係資料の29ページをお願いいたします。議案第11号塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例。提案理由でございますが、排水施設の使用料の徴収に係る使用者負担の公平性を確保するため、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございますが、先に議案第9号、第10号と同様に月の中途において排水施設の使用開始等をし、その使用日数が15日以内の場合は、基本使用料の額を2分の1の額とするものです。

新旧対照表30ページでございます。改正につきまして使用開始等の届出第13条でございますが、こちらにつきましては語句の見直しによります改正をするものでございます。あと使用料の額第15条の2、こちらにつきましては2分の1の額を追記させていただくものでございます。

なお、施行日でございますが、先ほど議案第9号で申し上げたとおり、同様に平成25年3月14日からの施行とするものでございます。以上でございます。

委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので採決を行います。議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第12号 塩尻市簡易水道条例の一部を改正する条例

委員長 議案第12号塩尻市簡易水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは、31ページをお願いいたします。議案第12号塩尻市簡易水道条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございます。簡易水道の料金の徴収に係る使用者負担の公平性を確保するため、必要な改正をする

ものでございます。

こちら概要でございますが、先の議案第9号、第10号、第11号と同様に行うものでございまして、月の中途において簡易水道の使用開始等をし、その使用日数が15日以内の場合は、基本料金及び口径別加算料金の額を2分の1の額とするもの。

(2)といたしまして、月の中途においてメーターの口径又は給水の種類を変更した場合の料金について、その使用日数が多い口径又は種類の基準を適用し、算定するものとするものでございます。

32ページをお願いいたします。塩尻市簡易水道条例新旧対照表でございます。現行でございます。料金の徴収第3条でございますが、下線の部分につきましては本文の第5条に塩尻市水道事業給水条例の規定を準用するとなっておりますので、こちらについては削除するものでございます。改正案でございます。料金の徴収第3条の2項、3項を追記させていただくものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、先ほどと同様に平成25年3月14日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長 質疑を行います。委員より質問、御意見がありますか。

副委員長 1つ教えてください。先ほど議案第11号の時にもちょっと質問しようと思って、それは飛んでしまったんですが、施行日がですね、平成25年3月14日、ほかは4月1日ですが、これは締め日の関係が何かで施行の日が違うんでしょうか、教えてください。

委員長 答弁を求めます。

経営管理課長 この平成25年3月14日につきましては料金の徴収の関係でございまして、議案第9号、第10号、第11号、第12号、すべてかかわってまいります。こちらにつきましては水道料金等の賦課徴収にかかわるメーター検針が月の上旬、これが月の初めから毎月10日ころでございます、に行う地域と下旬、これが月の20日から月末に行う地域に分けて検針しております。この当月の請求分の水道料金等を確定する日は、上旬検針の終了日から下旬検針の開始日の前日までの期間となります。この日において先月の下旬検針と当月の上旬検針におきまして、検針した水量から水道料金等を確定し請求しておるものでございます。この水道料金等を確定する期間におきましては施行日を設定することで、本条例改正の適用が上旬検針地域と下旬検針地域の使用者の皆様ともに、施行日の翌月請求分から適用となるために使用者間の公平性が保たれ、適用の時期にずれが生じないことのほかに3月の納期限を考慮した場合の料金の確定としたものでございます。また次年度からの水道等の使用に対しまして適用したく、平成25年3月14日を施行日としたものでございます。なお、これによりまして賦課徴収業務においても整理が容易にできやすく、使用者の皆様に対しましても説明も容易で理解されやすいなどの利点もございます。以上でございます。

副委員長 はい、理解しました。ありがとうございます。

委員長 いいですか。ほかにありませんか。

中村努委員 これ、またあの開栓手数料ですけど、簡易水道のほうは、もともとなかったんですね。

委員長 水道事業部長、お願いします。

水道事業部長 簡易水道事業につきましては御承知のように榑川地区を対象にしております、平成17年度合併されてですね、基本的には榑川の簡易水道の施設条例のほうについては手数料というのはなかったと。ただ

し、ちょうどですね、合併とシステムの更新、平成18年でちょっと1年のずれはありますが、こちらのほうはですね、簡易水道のほうは手数料を当初からかけていないと、合併当時からかけていないという形になっていました。今現在でもですね、水道給水条例を適用するという形になっていますので、やはりですね、合併以降、簡易水道事業においてもですね、開栓手数料のほうはとっておりませんでした。

中村努委員 さっき他市との比較ってこともあったんですけど、今度は同じ市内で違うっていうのはね、これはもう合併した時に、この辺は見直すべきだったというふうに思いますし、こういうのが出てくると、ほかにもあるんじゃないかっていうこともあるんで、しっかりその辺、精査をしていただきたいと思いますが。

水道事業部長 精査してですね、業務のほうの対応に当たります。そういう中で、今回一つ、またここで条例化をさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので採決を行います。議案第12号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第12号塩尻市簡易水道条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第13号 塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

委員長 議案第13号塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

施設担当課長 それでは33ページをお願いいたします。議案第13号でございます。塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてでございます。

提案理由でございます。先の議案第8号と同様に国の一括法の公布により水道法の一部が改正されたことに伴いまして新たな条例を制定するものでございます。

概要でございます。(1)技術上の監督業務を行う者を配置しなければならない水道の布設工事の基準及びその者の資格の基準を定めるもの。(2)水道技術管理者の資格の基準を定めるものでございます。

条例の施行等につきましては、平成25年4月1日から施行するものです。水道法の改正によりまして当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して条例で定めるとありまして、参酌して資格の基準を定めるものでございます。条例につきましては議案集の議案第13号に記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

私のほうから、済みません、お願いします。今、この水道の技術管理者の資格を取得されている職員の皆さんは何名でしょうか。

水道事業部長 水道技術管理者としては1名でございます。ただ、有資格者としてはですね、今の事業部内で5名ほどおります。

委員長 はい、ありがとうございました。ほかに委員よりありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第13号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 塩尻市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

議案第18号 塩尻勤労者体育センターの指定管理者の指定について

議案第19号 塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者の指定について

議案第20号 塩尻市大門駐車場の指定管理者の指定について

委員長 議案第17号、第18号、第19号、第20号については、一括して説明をお願いをしたいと思います。それでは、塩尻市勤労青少年ホームの指定管理者の指定等について議題といたします。説明を求めます。

商工課長 説明に当たりましては資料を御用意させていただきましたので、お配りしてもよろしいでしょうか。

委員長 はい。それじゃ、お願いします。

商工課長 よろしいでしょうか。

委員長 はい。それじゃ、議案第17号から第20号まで一括して最初に説明してください。

商工課長 はい。それでは、議案関係資料の39ページをお願いをいたします。塩尻市勤労青少年ホームの指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、塩尻市勤労青少年ホームの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2番の概要でございますが、塩尻市勤労青少年ホームの指定管理者について、次の者を指定するものでございます。(1) 施設の名称ですが、塩尻市勤労青少年ホーム。(2) 施設の所在地でございますが、塩尻市大字広丘原新田291番地の2。(3) 指定の相手方でございますが、塩尻市大門七番町5番15号、特定非営利活動法人ジョイフル、理事長横山久美。(4) 指定の期間でございますが、平成25年4月1日から平成28年3月31日の3年間となっております。

同じく40ページをお開きください。塩尻勤労者体育センターの指定管理者の指定についてでございます。

1番、提案理由でございますが、塩尻勤労者体育センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2番の概要でございます。塩尻勤労者体育センターの指定管理者に、次の者を指定するものでございます。(1) 施設の名称、塩尻勤労者体育センター。(2) 施設の所在地、塩尻市大字広丘原新田291番地1。(3) 指定の相手方、塩尻市大門七番町5番15号、特定非営利活動法人ジョイフル、理事長横山久美。(4) 指定の期間

でございますが、平成25年4月1日から平成28年3月31日の3年間となっております。

一括ということでございますが、まず議案第17号、第18号のほうで資料をお配りいたしましたので御説明をさせていただきます。これまでの経過でございますが、まず募集期間でございますが10月1日から10月30日までの30日間といたしました。10月15日に説明会及び現地の見学会を行いました、2者からのお申し出がございました。11月1日でございますが、プレゼンテーションを実施いたしました。11月6日でございますが、市の公施設指定管理者選定委員会を開催いたしました、11月13日に指定管理者の候補者を決定したものでございます。

今回、指定をいたしました企業、NPO法人ジョイフルの御紹介をさせていただきます。平成13年に不登校、引きこもり、ニートなどに悩む若者や家族支援のために設立をされておりまして、主な事業につきましては自立支援事業、塩尻地域若者サポートステーション事業、若年者就業サポート事業などの事業展開をされておりまして。

今回の指定管理者の募集要項の基本方針を申し上げますが、1番といたしまして勤労青少年ホーム及び勤労者体育センターの施設利用者が、快適に施設を利用できるように適正な管理運営を行うとともに管理経費の削減に努める。2番目といたしまして設置目的に基づく事業展開をするとともに新規の提案事業によります施設利用の向上を図る。3番目といたしまして若年就業支援及び若年のキャリア形成支援を含めました若年者の人材育成の場、市内勤労者青少年及び勤労者のサークル、団体の余暇活動としての場ということで事業提案によります利用の向上を図ると、この3つが基本方針でございます。

後ほど詳細は御説明させていただきますけれども、今回ジョイフルさんからのですね、主な提案でございまして3点ございます。まず施設利用者へのサービスが図られるということでございまして、ホームページ、またツイッター、ブログ、フェイスブックなどによりまして広く情報発信を行い、メールでの案内や申し込みを受け付ける等、若者の利用拡大が図られていたと。2番目といたしまして提案事業が若者のニーズに対応していると。ヤングスクールなどの事業提案につきましては、若者のニーズを拾い上げ、今はやりのですね、事業提案等がありまして、若者受けする内容となっていたという点であります。3番目でございますが、コストの削減が図られていると。指定管理料につきましては1,201万5,000円となっております。その範囲内で御提案がございました。ただ中身的にはですね、人件費の削減が約90万円されておりまして、そのされたものをですね、講座の講師謝礼に充てるなど、経費削減の効果が図られていたという概要でございます。

それでは、お配りいたしました資料に基づきまして御説明をさせていただきます。お配りいたしました資料でございますが、指定管理者制度運用ガイドラインで定められております様式で記載されてございますのでよろしくお願いたします。

まず左の選定基準でございますが、4点ございます。1つが、市民に平等な利用が保障されているか。2番目がですね、管理業務の内容が施設の効用を最大限発揮できているか。3番目が、施設管理が安定しているか。4番目が、施設の管理運営の縮減が図られているかという4点でございます。

次の判断項目でございますが、それぞれ12項目に分けて判断をさせていただいてございます。選定基準の配点でございますが、満点で100点となっておりますが、今回、ジョイフルさんの評価点については70.6点ということになっております。

評価のコメントの欄を読み上げさせていただきますが1番でございます。市の示した管理運営方針をよく理解

し、利用者の平等な利用の確保がなされている。もう1点が、地域との連携の提案など施設の有効活用の取り組みに対する考え方は高く評価できるということでございます。

2番目でございますが、評価コメントでございます。インターネットを活用した広報活動やニーズ及び苦情の把握の取り組みは高く評価できる。2つ目としまして既存事業、新規事業に多彩な提案があり、創意工夫が見られる事業計画は具体的で高く評価できる。

3番目の点でございます。指定管理者としての実績はないが、国や市からの業務を委託している実績がある。2番目でありまして、民間感覚での施設運営に期待が持てる。

4番目でございます。電気使用量、暖房費の節減について具体的な取り組みが示されている点は評価できると、そういったコメントでございます。

この中身、審査結果のですね、結果につきまして御説明をさせていただきます。指定管理者候補者の選定理由といたしまして3点でございます。1番目でありまして、市の示した管理運営方針をよく理解し、地域との連携や施設の有効活用の取り組みに対する提案は具体的で高く評価できる。2番目といたしましてインターネットを活用した広報活動、ニーズ及び苦情の把握に関する案件は明確で評価できる。3番目でございますが、既存事業、新規事業に多彩な提案があり創意工夫が見られる事業計画であり高く評価できるということで、以上の理由によりまして指定管理者の候補者として選定をされております。

次に議案第19号、41ページをお願いいたします。塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の概要でございますが、塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者に、次の者を指定するものでございます。(1) 塩尻市塩尻駅前広場。アといたしまして施設の所在地、塩尻市大門八番町561番1。イの指定の相手方でございますが、塩尻市大門一番町12番2号、株式会社しおじり街元気カンパニー、代表取締役丸山大輔。ウといたしまして指定の期間でございますが、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間でございます。

2番の塩尻市塩尻駅西広場につきましてでございますが、施設の所在地でございますが、塩尻市大字大門548番3、指定の相手方でございますが、塩尻市大門一番町12番2号、株式会社しおじり街元気カンパニー、代表取締役丸山大輔。指定の期間につきましては、先ほどと同様で5年間となっております。

続きまして、42ページの議案第20号でございます。塩尻市大門駐車場の指定管理者の指定についてでございます。提案理由でございますが、塩尻市大門駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の概要でございますが、塩尻市大門駐車場の指定管理者に、次の者を指定するものでございます。(1) 施設の名称、塩尻市大門駐車場。(2) 施設の所在地、塩尻市大門一番町7番16号。(3) 指定の相手方、塩尻市大門一番町12番2号、株式会社しおじり街元気カンパニー、代表取締役丸山大輔。(4) の指定期間でございますが、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間となっているものでございます。

経過につきまして先ほど申し上げました日程と同様でございますが、若干変わっている点がございまして、説明会と現地の見学会でございます。10月15日に開催しておりますが、4者からの申し込みと言いますが、出

席がございました。今回、提案があった2者の概要って言いますか、中身でございまして、まず株式会社おじり街元気カンパニーでございまして、平成23年設立でございまして市が21%出資しています企業でございます。主な事業につきましては、にぎわい創出事業といたしまして古民家再生事業、えんぱークショップのテナントの誘致、市街地のイベントなどの事業展開をしております。もう1者、株式会社共立メンテナンスでございまして、東京に本社があります昭和54年設立の一部上場企業でございます。主な事業といたしましては学生寮事業、ホテル事業、総合ビルマネジメント事業、フーズ事業等の事業展開をしている企業でございます。

今回の募集要項の基本方針といたしまして2点でございます。大門駐車場及び塩尻駅前広場の施設利用者が快適に施設を利用できるように、適正な管理運営を行うとともに管理経費の削減に努める。もう1点でございますが、施設の設置目的に基づく事業を展開するため、新規事業の提案等によるにぎわい創出事業も含め、両施設の有効活用と利便性の向上及び中心市街地の活性化を図ると、この2点が基本方針でございます。

先ほどお配りいたしました資料に基づきまして御説明をさせていただきます。指定管理者総合評価表でございまして、左側の選定基準につきましては先ほどと同様でございます。判断項目につきましても先ほどと同様でございます。評価点につきましてはおじり街元気カンパニーがトータルで66.4点、株式会社共立メンテナンスにつきましましては60.8点という結果でございます。

評価のコメントでございます。2者ございますので、それぞれ2回の説明がありますがよろしく申し上げます。株式会社おじり街元気カンパニー、1番のところでございますが、市の基本方針及び施設の設置目的に沿った提案がある。駐車場事業の利益を市民に還元し、再投資するまちづくりに対する取り組みが評価をできると。2番目の共立メンテナンスにつきましては、塩尻市中心市街地活性化基本計画を理解している点、またサービス業であるという意識があるという点が評価できるということでございます。

2番目でございます。管理業務の内容が施設の効用を最大限発揮できるかという点でございます。まずおじり街元気カンパニーにつきましては、施設の具体的な改善点が示されており、事業計画に創意工夫が見られる。周囲施設、関係団体との連携及び中心市街地のにぎわい創出に関する提案は具体的で高く評価できる。共立メンテナンスにつきましては、施設の改善及びホームページを利用した利用促進は評価できるということでございます。

3番目の施設管理が安定をしているかということでございます。街元気カンパニーにつきましては、施設の管理及び指定管理者の実績はないが、専門的な知識を有した管理責任者を配置する提案を評価した。共立メンテナンスにつきましては、地元採用や地元再委託等の雇用の確保について評価できる。また、駐車場の管理業務の経験はないが、施設管理業務については全国規模で展開しており、実績があり評価できるとしております。

4番目の施設の管理費用の縮減が図られているかというものでございます。街元気カンパニーにつきましては、隣接する施設と一体的に対象施設を管理することで、経費の縮減及び相乗効果が望める。また照明等の工夫により経費節減の具体的な提案は評価できる。共立メンテナンスにつきましては、管理経費の縮減に関する具体的な考え方が示されていないが、指定管理者の努力による利益の納付方針について高く評価をしたということで、それぞれ評価をさせていただいております。

審査会ですね、結果で御説明させていただきます。株式会社おじり街元気カンパニーでございます。3点でございます。市の基本方針及び施設の設置目的に沿った事業提案があり、特に周辺施設、関係団体との連携及び

中心市街地のにぎわいの創出に関する提案については具体的で高く評価できる。2番目に移りまして、駐車場事業の利益を市民に還元し、再投資する仕組みは評価できる。3番目でございますが、隣接する施設と対象施設を一体的に管理することにより経費が削減され、相乗効果が期待できる点を高く評価したとなっております。共立メンテナンスにつきましてでございますが、4点でございます。従業員の地元採用等の雇用確保に関して高く評価できる。2つ目でございますが、駐車場の管理業務の経験はないが、施設管理業務は全国規模で展開しており実績を評価した。3番目でございます。指定管理者の努力による利益納付は評価できる。4番目でございますが、管理経費の縮減及び中心市街地のにぎわいの創出に関する提案においては具体性に欠けるものであった。

総合評価といたしまして、以上、総合的に判断した結果、事業計画の具体性、創造性等を高く評価し、指定管理者候補者として株式会社おじり街元気カンパニーを選定したというものでございます。以上、御説明させていただきますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 この際申し上げます。5分間ここで休憩をとります。よろしくお願いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時03分 再開

委員長 それでは、休憩前に引き続きまして審査を続けます。それでは、委員より質問、御意見がありましたらお願いたします。質問、一括でどうぞ。

中村努委員 それぞれ提案していただいた内容を評価したものですけども、これ提案書そのものってのは、かなり膨大で、ここには提出できませんか。どうも説明聞いていると、何か皆さんが作文したようなふう聞こえるんですけども、そういったことは可能ですか。

委員長 答弁を求めます。

商工課長 今、御質問の提案書でございますが、結構、膨大な資料になってはおります。

委員長 膨大だって言うがさ、どうしましょう、中村委員。

中村努委員 しょうがないね。じゃあですね、評価のコメントで、こういった提案に対してこういう評価が出たっていう部分を整理したのって出せませんか。

商工課長 今ですね、お示ししました総合評価表に至るまでの経過の資料を御用意させていただいてございますので、お配りしてもよろしいでしょうか。

委員長 はい。それじゃ、早速配ってください。用意してあるだね。出せる資料は出していただいて、それであと回収をですね、必要とするものは皆さんのほうで事前にそうやってもらえれば、また出すってことお願いたします。

商工課長 ただいま3枚、A3の様式で3枚のものが行っているかと思えます。今回3者からの提案がありましたので、それぞれ1枚ずつ3枚になっております。

済みません、株式会社おじり街元気カンパニーのですね、資料をお出しいただきたいと思えます。済みません、失礼いたしました。まず勤青ホームの関係になります。この表の見方でございます。真ん中より右にですね、該当課審査基準というものがあまして、プレゼンやった時に担当課の審査でプレゼンをやっております。この中身を先ほど申し上げました市のガイドラインによりまして総合評価表に落としこんで、そこで審査をしていただ

いたということでございまして、前段のプレゼンですね、中身がこの資料ということになっております。先ほどののはですね、大きく4つの選定基準によりまして12項目でございました。該当課の審査基準であります、そこに2の(1)とか、4の(1)とかありますが、7項目15の評価基準によりましてプレゼンをさせていただいてございます。例えば1番ですね、市民に平等な利用が保障されているという点でございまして、1番、2番、3番ということで判断項目が3つございまして、その中に先ほど言いました該当課の審査基準が2の(1)、4の(1)と言いますか、そんな形でお示しをさせていただいてございます。

この表の見方なんですが、まず(A)ガイドラインの判断基準の配点がございまして、これにつきましては、先ほどの判断基準で20点の中ですね、配分をさせていただいております。1点とか、3点とか、0.5点とかありますが、これについては重要度をお示しさせていただいてございます。ガイドラインの(B)ガイドラインの選定基準の配点でございますが、5点満点でございますので1の1、2、3それぞれ1点ずつA欄が1、1、1となっておりますので、五三、十五で15点満点となっております。その中で評価点がD欄11.1点となっておりますが、この3.3点ですとか、3.6点とかですね、細かい数字となっておりますが、これは(C)でございまして、評価点A、A5点満点で、A掛けるG分のFということで3.3点となっております。じゃ、そのFとGは何かということなんですが、Fの欄19.2点となっております。これにつきましては、E欄の評価点、調査員の評価点が10.7点、8.5点となっております5人の平均点と、あと該当課の審査基準が、それぞれ項目によりまして案分されております。基本的には大きな1、2、3、4の中で一つの項目と、しがたいまして、例えば2の(1)がですね、1のところが一番上に2の(1)円滑な施設利用の推進を図るための具体的手法及び期待される効果ということで掲載されておりますが、これはですね、大きな2番の上から2番目、そこにも2の(1)4番のところにもですね、真ん中辺に2の(1)ということで、これにつきましては2の(1)については、それぞれほかの評価のほうにかかわるものがあるということで、3つに分けさせていただいております。したがって、これにつきましては評価点の5人の評価点の案分率は3分の1というような形で配分をさせていただいてございます。それぞれ4の1とか2の2とかでございまして、そういった同じような配分になっております。その戻ります1番の1につきましては、すべての利用者に配慮した考え方があるかという中では、2の(1)の平均点が10.7点、4の(1)の平均点が8.5点、これの合計がF欄の19.2点となっております。Cのですね、調査員基準配点でございます。これが5人でございましたので、済みません5人でプレゼンをやりましたので、一番下にございまして合計欄500点となっております。5人の評価点を3分の1掛けた点数が16.7点、それから、その平均点で今、29.2点と。済みません29.2点が満点という形になります。500点満点となっております。それぞれ29.2点、41.7点、これが満点の数字だということで御理解いただきたいと思っております。今回の19.2点につきましては500点満点中の案分率が3分の1ということで16.7点、25点の案分率が、4の2の(1)は案分率は3分の1ですので16.7点、4の(1)につきましては案分率が2分の1でありますので12.5点と、この合計が29.2点ということで、満点が29.2点という、済みません、説明でございまして。この数字をC欄の評価点5点満点のAのガイドラインの配点が1であります。5掛ける1掛けるG分のF、29.2分の19.2点ということで、示した数字が3.3点となっております。この3.3点、3.6点、4.2点を足しますと11.1点ということで先ほど評価表のほうの1番の点数が11.1点という形になっております。

先ほどのそれぞれの提案に対する評価はどうかという御質問でございますが、担当課のほうではですね、この7項目15の評価基準によりまして、それぞれ点数をつけさせていただきまして、その結果を先ほどの総合評価表のほうにお示しをさせていただいたということでございますので、この表につきましては、そういったことで御理解をいただければというふうに思います。表の見方ちょっとわかりづらいんですが、そんなような形でやらせていただいております。

同じくしおじり街元気カンパニーの関係です。大門駐車場及び塩尻駅前広場の関係であります。先ほどと同じ計算式で行っておりまして該当課の審査基準につきまして、こちら7項目の先ほどは15の評価基準でありましたが、今回こうして16の評価基準で点数を配分させていただいております。その合計が66.4点、同じく共立メンテナンスにつきまして、同じ中身で配分をさせていただいております。その評価点のD欄が60.8点というようなことでございます。以上でございます。

委員長 委員より質問、意見がありますか。

中村努委員 議案第17号、18号のほうですけど、ジョイフルさんですが、若年者就業支援及び若年者のキャリア形成支援の事業計画の内容っていうのが高く評価をされておりますが、今、行っている場所での事業はどうなるのか、今、やっているのはそのまま、新たにそこでそれをやろうという提案なのか、その辺いかがですか。

商工課長 今、委員おっしゃいますように現在、国あるいは市のほうからですね、委託事業という形で若年者サポート事業、また地域就労サポートステーション事業をしております。今回、指定管理者の中で指定管理料の中で市で委託しております事業も、この中に含めて指定管理者ということで考えております。今現在、勤青ホームの中で事務所を構えてやっているわけでございますが、引き続き勤青ホームのほうで事業を展開していくということでございます。

中村努委員 勤青ホーム、体育センターの人員配置というか、職員って言うていいのか、どんな体制になるわけでしょう。

商工課長 御提案ではですね、館長を1名、あとコーディネーター、サポーターを2名配置という形の御提案がございました。

中村努委員 はい、いいです。

委員長 ほかに委員のほうでありますか。

横沢英一委員 済みません、ちょっと聞き間違えちゃったかもしれませんが、先ほどの青少年健全育成のところ、2者あったって言ったような気がしたんですが、もう1者のはどうしてないのか。

それともう1点、調査員が5名いるってということなんですが、どんな人たちが評価をされているのか、そこら辺を聞かせてください。

委員長 答弁を求めます。商工課長。

商工課長 説明会にですね、2者来ていただいたということでございます。ただ、提案については1者のみであったということでございます。

評価、原課での評価につきまして、審査委員会等々でお決めいただいている部分であります。地域経済担当部長がチーフとなりまして、あと商工課の職員、係長以上、課長、あと担当者ということで5名で実施をいたしま

した。

横沢英一委員 やはり元気カンパニーはですね、市のほうから出資されてるわけですよ、二十何パーセントだか出資されてるってことですから、やっぱり、そこら辺が何て言いますか、もうちょっと具体的に言うと、公平な目線で見ておられるのかどうかっていうような感じは、ないわけですよ。

商工課長 市の施設ということでございまして我々、私ども審査員と言いますか、評価員という形でやらせていただきました。当然、今、おっしゃいますようにですね、審査員の目線がですね、違っちゃいけないということとございまして、5人の目合わせと言いますか、しっかりした目線ですね、評価するということで、しっかり目線を合わせて評価をさせていただいたところでございます。

中原輝明委員 ちょっと今、そっちから出た出資金の内容はどうなるだ、出資金の内容。何か500万円だか、したわけだぞ。そして残っているのはどうなってるか知らないが、それをやって、これを解決しなきゃいけない。これ、まだ貸しておくなんて、えらいことになっちゃう。

委員長 答弁を求めます。

中原輝明委員 だで、ちょっと待って、この基本は、これは部長だわな。課長じゃ、だめ、判断できない。もう、これだけになりや。部長が答えなきゃ、だめ。

地域経済担当部長 今回は、今、御審議いただいておりますのは駐車場にかかわりますところの指定管理を、いかようにしていただくかっていうことで御提案させていただいて、今、御審議いただいているかと思います。今、中原委員さんおっしゃいます関係の部分の話は、株式会社おじり街元気カンパニーへの出資でありまして、これは街元気カンパニーを、今後、運営についてどのようにするかっていうお話と切り離れたステージのところ、また御意見賜っていただければと思います。

今回、横沢委員さんからお話のありました審査経過でございますが、今、課長がする説明させていただいたように、我々調査の時点におきましてはガイドラインがですね、現在の指定管理者の制度のガイドラインが、そういった仕組みになっとるんですが、担当部のほうでまず調査を行うことになっております。今回、勤青ホームのほうにつきましては1者だけございました。この1者が、果たして市のほうで説明している内容におこたえできる者なのかどうか、能力があるのか、あるいは、また市が評価できる者なのか、事業者なのかっていうことを審査させていただくために部のほうで、それぞれの担当部のほうで組織をつくって調査をさせていただきます。審査は、あくまでも副市長が審査会の会長という組織で、それは他の部で、いわゆる部長たちが審査会の委員になっておりますけども、そういった委員の中で審査します。ただ、したがって事業部の隊のほうは審査じゃなくて調査ですね。その調査した項目の内容っていうのが、今、お配りさせていただいた、このA3のこちらでございます。その内容を確かに、この調査内容とる適正かどうか、あるいはしっかり評価してるかどうかっていう、その適正さを含めた審査ってのが、その審査結果ってのが、このA4の形式でございまして、これにまとめられたものであります。したがって、今、調査の内容までお示しているところでありますが、先ほど中村委員からも御質問があって私も思うんですが、じゃ、これ以上もって踏み込んだ中で、この調査内容が適正かとか、あるいはしっかりとらえてるかどうかって言いますと、もう提案書そのものをお配りして、提案書とこの調査書とをお比べしてもらわなければ、やむを得ないのかなと思うんですが、できるだけ質問の中で、この詳細の部分をお答えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。済みません。

横沢英一委員 やはりですね、ここにいろいろ質問されて、それに対して答えて、こうやってくわけですよ。だけれども、その土俵のね、スタートの部分が多少違うと思うんですよ。この相手の方は都会、東京の業者ですから行政のことをね、そんなには知ってないと思うんですよ、塩尻市の行政のこと。そういうようなことを、まちづくりの云々かんぬんを論じさせた場合にですね、やっぱり地元の部分が、あれだもんですから、そういう目線を、やっぱりすべてっていうことではないにしても、そういう目線で論議をした時には、多少フェアじゃない部分があるんじゃないかっていうようなことで、私はちょっと上げさせてもらいました。それと資本が少し行ってるから、ほかの人たちを見ると、やっぱりそういう目線にもなるんじゃないかなと。

地域経済担当部長 確かに市が、街カンパニーのほうは、かかわっている株式会社でありますので、そういった視点っていうのは、あろうかと思えます。しかし、私自身の、その調査に座った立場としては地方公務員の一人として、この評価をしていくに当たりまして街カンだけに頼らず、他の者からも塩尻のこの街づくりに対して、すばらしい提案があるのかどうかというもとで調査をさせていただいて、あくまでも調査項目によって調査をさせていただいた内容でありますので、そこら辺のところは御理解をお願いいたします。

委員長 ほかに。

中村努委員 ちょっと委員長にお願いですけど、勤青ホームと駐車場、ちょっと質疑別々にしてもらったほうが、ごっちゃになっちゃうと思うんですけど。

委員長 じゃ、1つずつ確認をしていったほうがいいかね。それではですね、議案第17号の塩尻市勤労青年ホームに関することについての質問、委員からありましたら、よろしく願いをいたします。

議長 まず2点ほどお伺いしたいんですが、勤青ホームと体育センターと両方合わせて指定管理料は1,200万円という理解でいいわけですか。

商工課長 はい、そのとおりでございます。

議長 それから指定管理料に含まれるもの含まれないもの、先ほど市の委託事業も指定管理料の中に含まれるということですので、その辺のすみ分けを聞かせていただきたいと思えます。

商工課長 ただいま御質問のですね、指定管理料1,201万5,000円でございます。指定管理料に含まれるものがございますが、人件費、大きいものでまず人件費と物件費、それから今現在、委託事業としてやります若者就業サポート事業、この3点が大きな支出の項目でございます。物件費につきましては維持管理費、清掃委託料等々、上下水道料等でございますし、若者就業サポート事業につきましては、講師の謝礼ですとか、訓練施設の使用料、そういったものが指定管理料に含まれております。

議長 そうすると、今まで市が直営してやっていた経費と指定管理に出した場合の経費の違いはどうなってますか。

商工課長 係長から説明させます。

商業労政係長 それでは、私のほうからですね、指定管理にする前の予算の状況と指定管理の委託料につきましての、ちょっと違いを述べさせていただきます。平成23年度のですね、実績から申し上げますと、今回の委託に出します総トータルにつきましては1,220万2,000円となります。今回ですね、指定管理料ということで、お示しさせていただいた金額につきましては1,235万3,000円ということで、時間等のですね、延長の部分がありまして、水道光熱費等の増額等も見込んでありますので、若干ですね、今までの経費よりも

若干ふえておるとい状況でございます。

議長 それで修繕費に関しては、どの程度まで、その指定管理者が見る部分と市が見る部分っていうののすみ分けというのはできているわけですか。

商工課長 今後、基本協定結ぶ中でですね、30万円を限といたしまして小破修理ということで想定したいと思っております。

議長 それから、この審査基準ということで、いろいろな提案がされて、それを評価されてるわけですが、これをですね、ある一定期間たった中で、こういった形で評価をし見直しをかけていくのか、また、その評価をするのは商工課がやるのか、またそれぞれ、この評価された委員の皆さんがやられるのか、その辺についてはいかがですか。

商工課長 指定管理者のですね、基本的なスタンスといたしまして毎月のもので、報告に基づきますモニタリング、当然、商工課のほうで対応いたします。あと、こちらのほうの施設であります、運営委員会という組織がございまして利用者の会の方ですとか、地元原新田の区長さんですとか、そういったメンバー10人以内で構成されております。こちらのほうの運営委員会のほうへお諮りをして、外部的評価ではないんですが、それにより近いような形でですね、評価をしていきたいと思っております。

議長 それと、あれですか、その3年間という指定管理の契約になりますけども、例えば途中で、どちらかが事情があって、その契約を解除したいというような場合は、こういった取り決めになってますか。

商工課長 基本協定の中でですね、当然、甲が市で乙がジョイフルさんとなりますが、甲乙協議の中で決定をしていくと、そういう条項を盛り込んでございます。

議長 わかりました。いいです。

委員長 ほかに委員のほうであります。

中村努委員 勤青ホーム、体育館とも、そんなに新しい建物でなくて耐震性等も満たしてないと思われるんですが、この委託料の中に保守点検についての費用っていうのは含まれておりますか。

委員長 答弁を求めます。

商工課長 係長のほうから。

商業労政係長 法律的にですね、基づきますところでは消防設備等の保守点検だとか、ボイラーの保守点検だとか、そういったものは含まれております。耐震診断につきましての、そういった業務的、点検的なところは指定管理料の中には含まれておりませんので、一般会計のほうで対応していくという形になります。

中村努委員 利用者等、また指定管理者が気づいてですね、大きな改修が必要になったような場合は、指定管理者から要請があって一般会計でやっていくと、こういう理解でよろしいわけですね。

商工課長 はい、そのとおりでございます。

中村努委員 もう一つですが評価表の中で、収入確保のための対策というところが評価されてないんですけれども、その辺、継続性から言ってどのような判断をされたのか、お願いします。

商工課長 収入確保の関係でございますか。評価ですね、はい、わかりました。収入確保につきましてですね、御提案の中では現在の収入の1.5倍を見込んだ御提案がございました。評価のコメントがございませんけども、中身にはですね、自主事業を展開する中で収入確保に努めてまいりたいと、そういった御提案がございまして、

コメントにはございませんが評価をさせていただいてございます。

中村努委員 収入の1.5倍になる自主事業っていうのは、具体的にどういう内容ですか。

商工課長 自主事業といたしましてですね、例えば婚活イベントですとか、小学生のおさらい教室ですとか、「すごい人講座」という、すごい人を招いて何か講座をやるっていうことですか、あとシニアの皆さんを対象とした講座ですとか、そういった自主事業の御提案がございました。

青木博文委員 私のほうから管理者の評価についてですね、ちょっと2点ほどお聞きしたいんですが、指定業者もふえてまいりまして事業計画に基づいてですね、経営に当たると思うわけですが、指定管理者のですね、管理とか、あるいは業務改善指導とかいうものについては、どのようにお考えでしょうか。

商工課長 先ほども御答弁させていただきましたけれども、毎月ですね、モニタリング等々で実績報告等を出させていきたいと思っております。そういう中で、やはり基本的には利用者の方がですね、不便を感じない利用をですね、向上のための施策が取られているかというような点がございまして、そういったアンケート調査、あるいは目安箱を設置等いたしましてですね、利用者の方から意見を聞くというような御提案もございまして。また先ほども申し上げましたようにインターネット等を活用した取り組みの中でですね、ホームページを開設いたしまして、今の若い35歳未満の方でありますので、そういった情報機器、メールですとかを使いまして自由ですね、意見が述べられると、そんなようなことで事業者のほうもですね、そういった利用者の方の意見を広くお聞きすると、そういった御提案がございまして、そういったものも随時公表していきたいということでありまして、当然、市のほうへもですね、そういった結果を報告させるという中で改善等を図ってまいりたいと思っております。

青木博文委員 ということは、あれですね、内部点検した評価を公表するということですね。

商工課長 事業者提案ではですね、そういったいろんな苦情ですとかいったものをですね、ホームページ上で公表してまいりたいという提案がございまして。

青木博文委員 もう1点ですが、内部の評価っていうのはそれなりの評価はあるんですが、いずれ、その指定業者のですね、外部評価ってのをやらなきゃいけないと思うんです。そういうことで、その辺についてモニタリングを含めてですね、どんな考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

商工課長 今、委員さんおっしゃいましたように、やはり非常に重要なことだと思っております。先ほども、今現在、運営委員会が組織されておりまして、その中で利用者の方、あるいは区長さん方、あと県の関連のですね、団体の方々もメンバーに入っておりまして当面はですね、その運営委員会のほうで評価と言いますか御意見を伺うという、そういった機会を設けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

委員長 いいですか。

青木博文委員 結構です。

委員長 ほかにありませんか。それではですね、議案第17号について確認をいたします。特に質問がないので、議案第17号につきまして討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので採決を行います。議案第17号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第17号塩尻市勤労青少年ホームの指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次、議案第18号塩尻勤労者体育センターの指定管理者の指定についてであります。質問がありますか、委員のほうで。よろしいですかね。

それでは、ないようでございますので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので採決を行います。議案第18号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第18号塩尻勤労者体育センターの指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者の指定についてを議題とします。委員のほうで質問、特にございますか。

副委員長 評価表の内訳、それから評価表について御提示いただきまして、ありがとうございます。評価点につきましてですね、元気カンパニーが66.4点、共立メンテナンスが60.8点、その差が5.2点と。これ、どのくらい点数開けばこっちに決めたとか、あるいは、この5点の差だからいいやって、こう決めたのか、その辺をちょっと教えてください。

商工課長 ただいまの御質問でございます。点数につきましてでございますが、それぞれ評価させていただきまして点数をつけさせていただきまして。たまたま今回5.6点ほどの差は開いておりますが、0.1点でも点数が多いほうが採用というふうに認識しております。

副委員長 0.1点でも多いほうに評価するというのを伺いました。ちょっと微妙なとこなんですけども、この件につきましては今、理解しましたということにします。済みません。

委員長 ほかにありませんか。

中村努委員 総合評価表の内訳で大きく差があるところをお聞きしたいと思います。まず利用者の安全確保ですが、調査員の評価点が7.5点と2.5点で開きがあります、この要因。それから1の(1)の施設の設置目的及び市が示した管理運営の基本方針に基づく取り組み、これが違います。それから管理運営の実績、これが違います。それから6の(2)の指定管理者の努力による利益の納付の方針、これがすごく大きく違うので、お願いします。あと3の(2)の施設の維持管理の経費の節減についても、どういう差があるのか、お聞かせください。

委員長 答弁を求めます。

商工課長 まず4の1、利用者の安全確保とですね、3の(2)の施設の維持管理の経費の節減の御質問でございますが、実は共立メンテナンスさんのほうですね、私どものほうで御提案を求めた部分でございますが、共立メンテナンスさんからの御提案がなかったということで低い点数になっているものでございます。

あと、ちょっと順番飛んで済みません、利用納付の関係でございますが、共立メンテナンスさんにつきましては毎年500万円を市のほうへ納付するというような御提案がございました。一方、街元気カンパニーにつきましては納付ということではないんですが、先ほど御説明させていただきましたように、その利益をですね、市

民の皆さんに還元をすると、具体的にはイベント等でその経費を回していきたいという御提案がございます。その金額が300万円から400万円というようなことで御提案がございました。ここではですね、利用料金の納付という利益の納付の方針ということでございましたので、当然500万円を納付するという御提案があったメンテナンスさんのほうが点数が高くなっている。一方、先ほど申し上げましたように街元気カンパニーさんについては、その分を利益を還元してイベント等に300万円から400万円を利益を還元をしたいというようなことでございましたので、若干の開きがあるかと思えます。

管理実績の関係であります。まず今回2者ともですね、駐車場の管理運営実績はないわけでございます。ただ、共立メンテナンスさんにつきましては駐車場の関係はないんですけども、全国的な規模で自治体からの委託事業を受けている。そういう中で自治体からの受託事業の事業本部を立ち上げて、やっていらっしゃるといふ点を評価させていただいております。済みません、係長のほうから。

商業労政係長 まず施設の設置目的の項目の部分ですが、共立メンテナンスさんにつきましては中心市街地活性化基本計画をですね、とらえておるといところで評価をさせていただきましたし、街元気カンパニーにつきましては基本方針であります施設の活用という面で、中心市街地のですね、活性化に大いに活用していくという部分で評価をさせていただいております。もう1つが維持管理の経費の節減でございますが、しおじり街元気カンパニーにつきましては照明の設備ですね、照明の設備につきまして現在よりもですね、改善をする中で電気料を削減するだとか、あとLED化を行っていくということで経費を削減していくという部分、またウイングロードビルとですね、隣のですね、ウイングロードビルと一体とした管理を行っていくということで、スケールメリットを生かしての削減を行っていくという提案がございました。また共立メンテナンスさんにつきましては特にですね、主だった具体的な提案につきましては、ない状況でした。以上です。

中村努委員 しおじり街元気カンパニーの利用者の安全確保、共立さんのほうにはなかったというふうにあるんですが、具体的にどのような提案でしょうか。

商工課長 安全確保につきましては、現在、駐車場の案内表示が見つらいという中で、表示をですね、大きくしていきたいということと、先ほど御説明いたしましたように場内がすこし暗いという中で、LED化をしてですね、場内を明るくしたいといった御提案がございました。あと当然、駐車場でありますので、人がですね、配置されて管理をしていくということでございまして、その管理者って言いますか、従業員って言いますか、そういった皆さんの教育、指導徹底をしてですね、市民の皆さんが使いやすい、そういった施設として管理をしていきたいというような点が主な御提案でございました。

中村努委員 じゃ、最後。今、LED化というお話ですが、その費用っていうのは、この指定管理料から出されるという認識でいいですか。

商工課長 基本協定の中でですね、300万円までの営繕修繕費という中で盛ってございます。その中で施設改修等をやっていただくという御提案でございます。

中村努委員 300万円まででLED化っていうのは、どのくらいできるものですか。

商工課長 具体的にですね、具体的な計画は、まだお示しがされておりません。ただ、5年間という中でですね、順次暗い部分、特に今、支障をきたす部分から取り組んでいく、そういった考え方もございましょうし、一気に全部ですね、つけかえるということは、実際ちょっと確認はしておりませんが、そういったことも考え

られますけども300万円の範囲内で、いずれにしましても全体の維持管理をしていただくという条件でありますので、いずれにしましても300万円の範囲で順次やっていただくというような方向かと思います。

委員長 ほかに。

議長 今、指定管理者の努力による利益の納付の関係で、共立メンテナンスさんは具体的に500万円という金額を提示されてきたと。しおじり街元気カンパニーのほうはイベントをやるとかっていう部分で提案をされてきたということなんだけど、市民全体のね、公平な利益からいくと500万円市でもらったほうが、いろんな形でこう還元ができますよね。だけどイベントだと、イベントの内容にもよるんだけど限られた人数の中でしか、その利益が還元されてないと、そういう点の評価については、どういうふうにされたわけです。

商工課長 評価の中でですね、そういった点を今回基準としてですね、させていただきます。当然、利益の還付と言いますか、納付につきましても今回、項目としてさせていただいてございます。先ほども評価の点数が若干違うんじゃないかという中で、500万円納付という共立メンテナンスさんの評価を高くさせていただいてございます。あと基本方針にございます管理運営安全確保というようなことと、もう1つがですね、大きく中心市街地活性化と言いますか、にぎわい創出の事業というようなこともですね、今回、大きな方針の一つでございましたので、そういった点で、この評価自体は共立メンテナンスさんのほうが500万円ということで点数が高いわけでありまして、そういったにぎわい創出事業という中で、それを還元していくということの中で、それが有効に活用されるというような御提案もありましたけども、評価自体はメンテナンスさんのほうで高い評価をさせていただいてございます。

議長 今のね、しおじり街元気カンパニーの、いわゆる会社の体制をみた時にね、イベントは打ちますわ、中心市街地のまちづくりには協力はします、駐車場管理もきちんとやっていきます、果たしてできるのかっていう疑問が我々にはあるんですよ、今の体制で。この中で駐車場管理には、そのノウハウを持った専門的な社員を配置していくというようなことも示されてるんですけど、会社の体制自体が、今の状況の中で果たしてそれだけの事業が可能かどうかという疑問があるんですけど、その辺についての評価というのは、どういうふうにされたわけですか。

商工課長 御提案の中ではですね、この街元気カンパニーの役員さんがいらっしゃいます。その役員の皆さんは、すべて塩尻市に住んでいらっしゃいまして、市でお店を構えていらっしゃる方でありまして、事業提案の中ではですね、そういった役員さんが、それぞれ事業にですね、張りついて担当、副担当という形の中で事業を展開をしていくといった御提案がございましたので、そういったことで評価をさせていただきました。

議長 それ、役員の人たちは、それぞれみんな自分の仕事を持っておられるわけだね。そこで、それが張りついてやるって言うても、できることってのは、ごく知れてると思うんだよ。それでね、もう1点聞きたいんだけど、今現在は、この駐車場に関しては塩尻市振興公社が委託を受けて、それをシルバー人材センターへ再委託をして、シルバーから派遣されてる方たちが管理をされてると。そうすると、ただ委託先が変わるだけであって、また同じようなシルバーに再委託をされて、同じ事の繰り返しになるような気がするんですが、その辺については、こういった提案がされてきてますか。

商工課長 済みません、先ほどの御質問で1点ちょっと言い忘れていました。当然、取締役の皆さんもかわりますけども、市内の商工団体、会議所を中心といたしました、そういった横の連携の中で一緒に取り組んでい

くという御提案がございました。今のシルバー人材センターの関係でございますが、先ほども係長のほうから御説明させていただきましても、ウイングロードビルとの一体的な管理を視野に入れた御提案がございましたので、そういった中ですね、ウイングロードビルとの駐車場、駅前も含めましてですね、そういった委託料の経費の削減等が図られるというような点で評価をさせていただいております。

議長 ちょっとよくわからないんだけど、要するにしおじり街元気カンパニーも市から指定管理は受けるんだけど、再委託先はシルバーだという提案だったという理解でいいわけですか。

商工課長 今回ですね、まず責任者については市内の大手ショッピングセンターの経営者を責任者としておきまして、あと駐車場管理のノウハウのある社員をできれば採用したいというのが2つ目であります。体制については、それぞれシルバーを含めましてエレベーターですとか、機械ですとか、いろんな施設の委託管理がありますので、それぞれ現状の中で委託をしていきたいと、そういったことで、先ほど申し上げましたように一体的な管理の中での経費の節減は図っていきたいという御提案でございます。ですから、シルバーへは基本的には委託をしていくということでございます。

議長 それ、何とも言えないんだけど、そうすると結局ね、しおじり街元気カンパニーが仕事がない中で、市が結局仕事をつくってやってるじゃないかと、市民から見ると、そういうふうに見えちゃうんだよね。

地域経済担当部長 今回の9月議会の審議に戻っちゃうかもしれないんですが、今回、指定管理駐車場をやらせていただくっていう目的があったわけですし、駐車場っていうのは条例にも書かれておりますが、大門駐車場、駅前駐車場もそうなんです、この施設は周辺の道路の円滑化、交通事情の円滑化を図るのを、まず一つの目的にしております。もう1つは中心市街地の活性化を図るっていうことを、この施設、特に大門駐車場は、もうこの事業経過とともに再開発事業で整備されてきた駐車場でございます、ともかくも市街地の活性化に向けて、この施設を取りそろえてきたと。もう一度そのところへ帰っていただきますとじゃ今回のこのきっかけは何であったかっていうのは、9月の時に御理解いただいたように、ここで大門駐車場の償還が終わることをきっかけとして、このタイミングで今後の駐車場の活性化と、さらに市街地の活性化っていうものを、どのようにしたらいいかっていうことで取り組んでまいりたいということで、御理解いただいたものと理解しております。今回、その動機のもとに公募の要件をそろえさせていただきました。先ほど商工課長が説明するように基本方針、あるいは運営方針を、そのもとでやらせていただきました。議論の中で、直営で市が管理するということでもいいじゃないかっていう議論もあったかと思いますが、そうじゃなくて今回は民間の皆さんの行動のもとに、あるいはノウハウという言葉を使わせてもいただいたわけなんです、そういった方たちが参加することによって駐車場の安全管理、さらに市街地の活性化を、にぎわいを創出してまいりたいというのが、今回の指定管理者制度の公募に至ったところでございまして、そういった点の中で街元気カンパニーのほうからの申し込みを見ますと、片方の共立メンテナンスさんのほうは500万円っていう納付をするということを収支の中に提案されてきておりました。しかし、その収支内容を見ますと、今の市のやっております事業運営の中で、支出は何も経営改善至らない中で500万円っていうものを生み出すっていうのが提案でございました。そうすると、収入のほうを見た時に市が今までやっている状況と違って、収入をともかくふやして500万円っていうものを生み出すっていうのが、共立メンテナンスさんの提案だったので、確かに、この部分についてのは、経費の削減も一方でしない中で果たして、これが500万円生み出せるかっていうことが疑義があったってのが、まず1点でありま

して、この500万円っていうのは、ただ市に納付しようっていう話でございました。

一方、街元気カンパニーのほうからあった提案については、市が公募に至ろうとした原因の動機があった市街地のにぎわいに、この収益を回して、さらに活性化したい。もし活性化しないということであれば元気カンパニーのほうから提案された中で300万円ないし400万円というものを、収益として期待できるものはございましたが、我々が望んでいたのは市に納付していただくっていうのが目的ではなくて、市街地のにぎわいの活性化をしていただくっていうのが目的であったわけですので、そちらのほうで評価させていただいたものでありますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

議長 そうすると、言いたくなるけどさ、収支予算の内容の評価では16点、16点で両方同じだよな。それ、出せる。収支の、その向こうから提案された、両方から提案された収支の予算の内容ね、16点、16点でしょ。同じ評価されてるんだよな。それを、提案されたものについては、今、委員会のほうに資料として出していただけますか。

地域経済担当部長 提案されていた収支予算書でありますから、資料として。

議長 出せるね。

地域経済担当部長 御提出するように用意します。

議長 もう1点いいですか。先ほどから、その中心市街地の活性化でイベントをするとか、いろいろ言われてるんだけど、具体的に、そのしおじり街元気カンパニーのほうから、こういったイベントを何月ころ打ちます、こういったイベントは何月ころ打ちますっていう具体的な提案っていうものをされて評価されてるわけですか。

商工課長 具体的な提案はございましたが、時期等については、特にそういった御提案はありませんでした。具体的な提案といたしましてですが、幾つかございます。例えば、製造体験ということでございまして、クラフトですとか、パンとか、みそとか、ワインづくりの提案、あとは農業体験、あと今現在、やっています木育イベントの拡大、あと空き店舗活用に関するコーディネート、あとは古民家の再生事業、あとホームページの開設、これは、あれですけども、そういった具体的な提案がございました。

委員長 この際申し上げます。午後1時まで休憩といたします。

午後0時02分 休憩

午後0時58分 再開

委員長 休憩を解いて再開をいたします。休憩前に引き続き塩尻駅前広場の指定管理者の指定についての議題といたします。それでは、先ほどの質問が出ておった件につきまして資料に基づいて説明をお願いをいたします。

商工課長 先ほど永田議長さんのほうから資料の提出も求められておりますので、今、お配りをさせていただきます。収支予算書でございまして、様式に定めております提案のあったものでございます。

まず街元気カンパニーの収支予算書でございます。平成25年度から29年度まで5カ年の収支予算書ということで御提案をいただいております。その中で平成25年度の収入のほうであります4,080万円ということになっておりまして、平成24年度の決算見込みが4,200万円ほどでございまして、来年の4月1日から利用料金の改訂、値下げというようなこともございまして、200万円から300万円くらい減額になるという中で減額になってきております。あと平成26年度、平成27年度につきましては消費税がですね、8%、10%

ということで上がる中で、消費税含めました額で収入のほうを見込んでございます。

歳出のほうでございます。人件費450万円でございますが、これにつきましては実施体制、総括責任者の分が0.5人、それから先ほども御説明いたしました現場の管理者の人件費1名分ということで450万円でございます。先ほど御説明させていただきました支出の一番下でございますが、中心市街地活性化の事業ということでございまして、平成25年度が30万円、平成26年度から100万円ということで掲載、御提案がございました。その30万円と100万円の提案事業といたしましてですが、中心市街地のにぎわい創出事業計画、利便性の向上ということでございまして、具体的に駅前公園を活用したイベント事業の開催、また駅の西口、ワイナリーの玄関口としてのJRとの協力した情報発信の取り組み、またレンタル事業としまして駅及びウイングロード周辺に自転車を配置して貸し出すと。それから、この前料金改定でもお示しさせていただきましたが、割引ライターを今回導入いたします。割引ライターと回数券の導入をいたします。その普及を図り、サービスの向上を図るという御提案の費用でございます。支出合計B欄が平成25年度で言いますと3,693万円となっております、差引額AマイナスB387万円とございます。これは先ほど来、申し上げましておりますこの利益分をですね、事業の展開に回したいということでございまして、その具体的な提案でございますが空き店舗対策事業、改修費の補助等にあてがう事業、また平面駐車場の確保事業、タウンマネジメント業務、買い物弱者対策事業、宅配サービス等の導入をしていきたい、それと研究をしてまいりたいと。それからまた、あと先ほど来申し上げましたイベント事業、まちづくりのためのイベント事業の実施ということでございまして、この300万円から400万円と申し上げましたのが、この中心市街地活性化事業の金額と差し引きの金額、これを足したものが300から400万円ということで、先ほど御説明させていただきました。

次に、共立メンテナンスの関係でございます。収支予算書、平成25年度4,266万1,000円でございます、収入合計が平成25年度4,339万4,000円となっております。今回、私どもの平成24年度の決算見込みということで、4,200万円ということで御提案をさせていただいてございます。ただ、料金改定で300万円ほどのですね、減額になるのではないかとということで説明させていただいたんですが、平成24年度の金額、見込金額をそのまま4,266万1,000円ということで計上をしてきております。あと平成26年度以降につきましては、それぞれ西口、東口の増減額等、加味した金額で若干ばらつきが出ております。人件費の関係ですが1,083万6,000円と平成25年度ありますが、この人員体制でございますが、総括責任者1名、それから副責任者1名の2名分の人件費ということでございます。あと支出の下から3番目でありまして、中心市街地活性化事業ということで毎月20万円を支出するという御提案がございましたが、先ほど来、御説明させていただきました特に具体的なですね、御提案もございませんでしたし、プレゼンの中でも具体的な提案がないが、今後、考えがあるかというようなこともお聞きしましたが、特に具体的な提案等はなかったという現状でございます。支出合計が3,754万5,000円で、差引額584万9,000円、このうちの500万円を毎年市のほうへ収益納付額ということで納めたいという御提案があったというものでございます。雑駁でございますが、そういった内容でございますのでよろしく申し上げます。

委員長 委員の皆さん、質問がありますか。

中原輝明委員 先ほどから、いろいろ御意見は出ているんだけど、結論的に言えば、これは賛成せざるを得ないと私は思うが。ただ、問題は、この駐車場の問題が、ぱっと出た時にカンパニーの話がぼさっと皆さんよりも

先に出ていたわけ。必ずそこへ行くぞと、カンパニーだって、ほいでカンパニー行っちゃったわけ、内容が、よくも悪くも。ただ、おれは、やぶさかじゃないってのは地元、地域を大事にするってことは、地元からそういうものが出てもらわなきゃいけないと思うが、だれにしても、どんな企業の大企業でも、小さい時は一つの一点のものが、一つ一つ輪をかけて大きくなったのが今の大手になったわけだ。ここにも塩尻市から一つの大手にするには、一点の点を大きくするようなものを育てるには、やっぱりあのカンパニーっていうか、そういう地元のものが必要だってことは、これ第1点だ。いろいろ、おれ、言ってるけれど、問題は、こういう我々の意見がいろいろ出てるがそれを、いつも職員って言ってるが、我々議会もそうだし皆さんもそうだが、みんなで協力して新しい塩尻の活性、先ほど部長は活性化できる、できるって言った。おれはできるとは思わない。ただし、それをできるようにするには、みんなで力を合わせなきゃできない。そこを始点において、もう一度これを、言われたことを再考しつつ、このままで1年やってその経過を、実態をちゃんと見回って報告する。それを検証して、次はどうするかっていうことを、おれは前提にして、この件については賛成いたします。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

中村努委員 指定管理の期間が5年間ということで大分長いわけですけど、やっぱりこの会社自体が、まだ先行きが不透明な部分もあって、この指定管理者の指定の取り消しっていうことについて、どんな考えがあるのか、あれば、お聞かせいただきたいと思います。

副市長 この件に限らずですね、指定管理全般に共通したことでございますんで、私のほうから御答弁申し上げますが、議会の議決をいただきますればですね、まず基本協定というふうにして各年度ごとではなくてですね、この期間を通じた基本的な協定を結ばさせていただきます。その中でですね、会社がもし事業に消極的であったり、あるいは場合によったら、その会社がいろんなことで倒産とかですね、そういう社会的な問題があったりした場合には、指定を取り消すことができるということになっております。指定を取り消した場合にはどうなるかということですが、基本的には、その期間、指定管理者がいなくなるわけですから市が直営をいたします。直営をしていく中で新たな指定管理者が必要であればですね、また議会へ御提案申し上げて募集をしながらやっていると、こういうことになります。指定管理者そのものは、もう条例事項で決まっておりますので、基本的にはこの施設については市が直営をするか、もしくは指定管理者を立ててしなくちゃいけない。この駐車場に限っては、あるいは先ほど御審議をいただいた勤労青少年ホーム等に関しましては、もう指定管理者を立てて運営してくよ、というふうに条例で決まっていますので、指定管理者は立てなきゃいけない。条例どおりやるとすれば立てなきゃいかんということになります。したがって、その指定管理者がいらない場合にだけ市がかわって、指定管理者にかわって運営をしていく、こういうことになりますのでお願いをしたいと思います。したがって、いろんな事情の中でですね、指定管理者にふさわしくないということになれば指定管理者を、指定管理を取り消すと、こういうことの措置を市ができる、こういう基本協定を結んでやっておるのが実情でございます。

中村努委員 わかりました。じゃ、先ほど中原委員からもあったとおり、このしおじり街元気カンパニーの事業の進捗状況、効果等をですね、毎年きちんと議会のほうにも報告をしていただいて、場合によっては指定の取り消しもあり得るといふこと、要望というか確認をさせていただいて賛成したいと思います。

委員長 はい、わかりました。ほかにはよろしいですかね。

副委員長 細かい話になりますけども、先ほど苦情だとか、クレームとか、そういうのが発生しましたら、目

安箱とか、あるいはインターネットで受けつけたり何だか、市のほうが対応していく、あるいは指定管理者が管理していくという話もありましたけども、実際、あの駐車場を使われている方の声を、実際届いているかどうかなんですけども、車幅って言うんですか、駐車する幅が狭いもんですから、軽以外で行った時に、助手席の人をまずおろしてからじゃなきゃ入って行かないと、おりられないっていうような、ちょっと私のほうの耳に入っておりまして、もう少し幅を広げてほしいという話があるんですが、これ、もう少し幅を広げるとですね、柱と柱に、今、4台とめるようになってるのが、ひょっと3台になっちゃうかもしれない。台数が減っちゃうんですが、そうすると1階、2階が頻度が多いですから、1階、2階をちょっとしといて、3階、4階は従来でやるとか、何か対策をしながら、使っていただける方が使いやすいということもちょっと提案しまして、それが解決できるのであれば、賛成のほうにもっていきたいと思いますがいかがでしょうか。

商工課長 街元気カンパニーのほうですね、車線、車幅の線を変更するというような御提案もございます。ただ、これも費用がかかることでございますので、一応300万円の中での営繕修繕という対応をしていただくということで取り決めになっておりますので、その辺はですね、費用が発生いたしますので、そういったことも含めまして部分的な改修になるかもしれませんけども、そういった御提案もいただいてございますので、今後、基本協定、年度協定の中で対応してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

副委員長 はい、理解しました。

委員長 ほかに。

副市長 広くしてあります。1階、2階はやってあります。

委員長 3階だけだな。

副市長 やってあるんですよ。

副委員長 3階だけだね。

副市長 3階から上はやってない。

青木博文委員 いろいろ意見が出ておりますが、私は賛成なんですけども、条件としましてですね、やはり指定管理者の内部のですね、点検を報告させてですね、このしおじり街元気カンパニーだけじゃなくて、すべての管理者にですね、指定管理者に年1回義務づけて議会のほうに報告させてもらおうと、こんなようなことでお願いしたいと思うんですがどうでしょうか。

副市長 御心配をいただいております社会福祉センターのですね、あの事故等ともございまして施設の管理には、この指定管理者に限らず気を使ったり、いろんなチェック体制を整えてやっているところでございますが、特に指定管理者は主体が向こうへ、一時的には離れるものですから、そういう意味ではですね、チェック体制をきちんと厳しくしてやっていくということで、今、マニュアルの全体的な見直し作業に入っておりますし、議会にもですね、必要であればですね、必要な時にですね、御報告をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

青木博文委員 いいです。

委員長 ほかによろしいですか。それじゃ、意見が出尽くしたと思います。この駅前広場、そしてこの次の議題でまた質疑に入りますけれども、この大門駐車場ですね、これにつきましては指定管理の期間が5年間ということでございますんで毎年ですね、提案されたとおりですね、実行されているかどうか、しっかりと検証を

していきたいと。それで、あまりこの当初ですね、提案と違う場合には取り消しもあり得るという前提で、1年単位でこれからしっかりチェックをしていきたいと思っておりますので、そんなことで議会もしっかり検証するという事で、していくということで一応、市の提案を信用して次に進めると、こういうことにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第19号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第20号塩尻市大門駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。委員より、質問がございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 よろしいですね。ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第20号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第20号塩尻市大門駐車場の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第21号 塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

議案第22号 塩尻市櫛川地区定住促進住宅の指定管理者の指定について

議案第23号 塩尻市雇用促進住宅の指定管理者の指定について

議案第24号 塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者の指定について

委員長 議案第21号、第22号、第23号、第24号につきまして一括して説明を求めます。

建築住宅課長 それでは、今、委員長から一括していただくことですので、よろしくお願いいたします。その前に委員長、資料を配付してよろしいでしょうか。

委員長 はい。お願いいたします。

建築住宅課長 それでは、議案第21号から第24号まででございますが、まず議案第21号で説明させていただきます。塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について、提案理由は1です。塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、ちょっと資料を見ていただきたいと思います。資料1、図がございます。ちょっと見にくくて大変、

済みません。ちょっと、おさらいで申しわけないんですがお願いしたいと思います。まず最初の特定公共賃貸住宅、贅川駅、ちょっと右下のほうを見ていただきたいと思いますが、贅川駅ってございます。それから前の集落をずっと行って下にグラウンドがある、そこにある上なんです、特定住宅榑川A 5棟10戸、5棟10戸と言えば、1棟に2戸ずつ入っているのが5棟あるということでございます。それから、その横にですね、榑川団地B 1棟8戸。

〔「贅川」の声あり〕

建築住宅課長 済みません、贅川です。間違えました。贅川団地B 1棟8戸でございます。それから、ちょっと飛びまして平沢団地2棟2戸、これは平沢駅の東側ですね、JR越えた東側に2棟2戸ってことは、1棟に1戸ずつ入っているということでございます。それから一番下、奈良井団地4棟4戸、これ奈良井の駐車場、バスの駐車場、トンネルのちょうど出口のそこなんです、4棟4戸と1棟1戸ずつが入っているのが、特定公共賃貸住宅でございます。

それから定住促進住宅でございます。さっきの贅川団地と平沢団地の真ん中、宮下団地、県営宮下団地、駐在所のそばでございますが、長屋式の1棟10戸。それから平沢団地飛びまして奈良井の宿場の中、奈良井の中町団地、ここに2棟8戸、ここにあるのが定住促進住宅でございます。

それから雇用促進住宅、御存じのように真ん中、高出ツルヤの裏側にあるところであります。これがみどりが丘、これが2棟80戸。

それから最後になるのが北小野地区若者定住促進住宅、これは今年から入っていただいているところでございまして2棟12戸、合計19棟132戸でございます。

概要でございますが、塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者に、次の者を指定するものでございます。平成24年9月議会に、できるということを可決していただきまして、10月2日より10月31日まで募集をいたしました。応募してきた者は1件でございます。長野県住宅供給公社のみでございましたので、11月6日に塩尻市公の施設指定管理者選定審査会へ依頼をしまして決定されたものでございます。施設の場所については、そこに書いてあるとおりでございますが、指定の相手は長野市大字南長野県町1003番地1、長野県住宅供給公社、理事長、和田恭良でございます。それから奈良井団地A棟及び共同施設、共同施設というのは駐車場及びガス庫とか、その他ゴミステーション等のものでございます。これが一連で議案第22号も同じことで、榑川地区定住促進住宅の指定管理者の指定について、それから議案第23号が雇用促進住宅の指定管理者の指定について、このみどりが丘の住宅の共同施設の中には集会所も入っております。それから最後になりまして北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者の指定について、これについては同じ事でございます。共同施設については駐車場、それから倉庫ということになっております。

それでは、その裏をめぐってもらって資料2をごらんいただきたいと思います。指定管理者総合評価表でございます。ここに書いてあるとおり総合評価をしていただきましたので、そこに書いてございます。まず1として市民に平等な利用が保障されるか、判断事項はその3つがございまして、選定基準、満点が15点のところ12.9点、それから評価コメント、県営住宅等の管理代行者として県内の各地の公営住宅を管理してきた実績があり、入居者に対するサービスの向上が期待され高く評価できる。当然9月議会に市営住宅については管理代行ということで、住宅供給公社に御理解いただきまして決定させていただきました。あわせて、そういう県営住宅

すべて、長野県の県営住宅すべて、また松本市、それから長野市の市営住宅もやっているということでノウハウが十分あってサービスが向上できるということでございます。

2について、管理業務の内容が施設の効用を最大限に発揮できるかということでございます。基準配点35点のところは29.2点。事業計画において夜間、休日の入居者から緊急連絡に対応できることなど、利用者への安全保障の配慮がなされている点は評価できる。今まで県営住宅、それから県の職員住宅、それから長野、松本の市営住宅の関係もみなそうですが、住宅供給公社はですね、365日24時間、警備会社と委託しております。これは新日本警備っていうところでございますが、24時間体制で管理してますので、何ときともそこへ連絡をとれば対応できるということになっております。

それから3として施設管理が安定しているか、15点のところは12点。住宅の維持管理業務、家賃の収納業務等に専門的知識を有した職員を配置する点は高く評価できるということでございます。市において今までやったのは長野市、松本市でございました。それから10月から佐久市を委託しております。いずれも、そこは事務所がございまして、その庁舎とは別のところでやっていたわけなんです。今、私どものところは、塩尻市は市内には、ないわけございまして、合庁のほうへ行かないと住宅供給公社松本事務所はございません。それで向こうの今提案したのは市役所内に事務所を置くと、長野県住宅供給公社塩尻事業所を開設させていただきたいということで、市役所の中で私ども住宅係の職員と一緒にやっていると、それで職員配置をしてやっていきたいと。それともう1つ、塩尻にその事務所を置くということになりますと県営住宅、今までは県営住宅は合同庁舎まで行かないと入居の申し込みができなかったわけです。ところが今度、塩尻市に事務所をおくことによって県営住宅、県内のですね、塩尻に限らず、すべて塩尻市役所の中で申し込みができるようになるということも、受け付けをすることができると。申し込みをして判断はそこではできませんけど送って、またそこで受け取ることもできるということでございます。

それから4番として施設管理費用の縮減が図られるかということでございます。平成25年度から公社により管理代行される予定の塩尻市営住宅と一体的な管理をすることで、経費について相乗効果があらわれて総的に経費節減ができると。議会の質問等でもずっとお話してるんですが、最終的に、やっぱり人件費の面で全般的に安くなります。今のところの試算では約380万円くらいは減額できるんじゃないかという考えを持っております。

それから、これも管理代行と同じでございますが家賃につきましては、これはすべて塩尻市の収入に入ります。かかったもの、かかるっていうか、この管理代行につきましては、指定管理につきましては入居とかそういうものだけでございまして、管理代行にかかわる経費は378万9,000円を予定しております。

それですね、最後になりますが、指定の期間というのは平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間ということでございます。以上、雑駁でございますが、説明に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、議案第21号に対しまして質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。よろしいですかね。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第21号については、原案のとおり認めることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 御異議なしと認め、議案第21号塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第22号塩尻市榑川地区定住促進住宅の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第22号については、原案のとおり認めることに御異議は、ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第22号塩尻市榑川地区定住促進住宅の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第23号塩尻市雇用促進住宅の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

私のほうから、それじゃ、済みません1つ。雇用促進住宅がですね、当初は5階建てということでエレベーターをつけたらどうかということで、それで、これについてはですね、元利均等償還でないので3年くらいたってからなら設備することも可能だというようなことがございましたが、関連の中でその後どんなお考えか御質問いたします。

建築住宅課長 今、委員長のおっしゃったことなんでございますが、私ども検討したんですが建て方がですね、自分の、このプライバシーを非常に守ってありまして、要は一連で、あの渋沢団地を私ども今つくっている、渡り廊下があって、そこへ1戸ずつ入っていくわけじゃないんですね。階段を上がって1戸ずつ入っていくわけです。そうするとエレベーターっていうのはもう、その玄関から入るところへは、絶対1つの部屋の、この通りに1つずつつけないと入っていかないという状態でございます。じゃ、ただし南側へつければできるんじゃないかっていう議論もございしますが、それは建てるよりお金がかかっちゃうわけでございます。そんなことで、いろいろ検討したんですが、やはりエレベーターをつくと費用対効果が非常に高くなってしまおうと。そうすると家賃を今の4万3,500円を倍くらいにしなければやっていけないということになってきます。私ども、そういう中で自治会の人たちにいろんな意見聞いて不都合はどうですかって言えば、やはり雇用促進住宅の人も高齢化してきてまして大変だという意見は聞いております。いずれにしてもですね、エレベーターにつきましては、はっきり言いまして、つけるのは不可能ということでございます。確かに4階、5階っていうところは大変でございますが、ちょっと頑張って住んでいただいて、そうは言ってもずっとあるわけじゃございませんので、また長寿化計画の中でですね、どうするかっていうようなことを、また検討していきたいと思っております。済みません、できるっていうことが、ちょっとできないもんですから、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 できないということでね、わかりました。ほかに、ございませんか。よろしいですか。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第23号については、原案のとおり認めることに御異議は、ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第23号塩尻市雇用促進住宅の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第24号塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第24号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第24号塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第27号 市道路線の認定について

委員長 議案第27号市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 議案関係資料の51ページをお願いいたします。議案第27号市道路線の認定についてでございます。提案理由でございます。市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の概要でございます。次のとおり新たに3路線を認定するものでございます。この道路につきましては開発事業に伴うものでございます。下の表にありますように3路線、路線番号2340、路線名、今村北線、起終点はそこに書いてあるとおりでございます。全長38メートル、幅員4.5から6メートルでございます。それから路線番号2341、路線名、今村北支線、起終点はそこに書いてあるとおりでございます。全長が46メートル、幅員は4.1メートル、路線番号4236、九里巾26号線、全長47メートル、幅員6メートルでございます。参考といたしまして今回の認定3路線を含めまして市道の総路線数2,452路線、総延長は88万8,554メートルということでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。まず52ページの別図1でございます。2340と2341の今回、市道の認定をお願いする路線でございますが、そこにありますように左上に今村橋というふうに書いてございます。主要地方道塩尻鍋割穂高線が、斜めにいつているところでございます。場所としては原新田の上條医院の前でを県道に抜ける道路というふうに理解していれば、わかりやすいのかと思います。2340につきましては、そこにありますように38メートル、2341、今村北線、支線につきましては46メートルというこ

とでございます。

それから右のページですね、別図2でございます。場所につきましては国道19号の九里巾交差点の東側に当たります。九里巾の集会場の東側になりますけども、そこにありますように4236番、延長は47メートルということで、これにつきましても開発によりまして今回、市道認定の路線をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありませんか。ないようです。よろしいですか。ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第27号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第27号市道路線の認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第28号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

委員長 議案第28号平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中、歳出7款商工費と8款土木費を一括議題といたします。説明を求めます。

浄化センター所長 それでは議案第28号平成24年度の塩尻市一般会計補正予算をお願いしたいと思います。ページでお願いしたいと思います。33、34ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

浄化センター所長 それでは2項の清掃費、1目のし尿処理費でございます。これにつきましては職員給与費マイナス12万9,000円、それと嘱託職員報酬などの9万円の増でございます。差引き3万9,000円の減でございます。これにつきましては人事異動などに伴います人件費の補正であります。以下、労働費、農林水産業費、商工費、土木費も同様ですので、以降、各課からの人件費関係の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、御了解願いたいと思っております。私からは以上です。

委員長 今の、失礼しました。4款衛生費、5款労働費ということの順序でありましたんで。次に7款になりますかね、6款、6款ですね。

農林課長 それでは続きまして35、36ページをごらんいただきたいと思います。6款農林水産業費1項の農業費の中の3目の農業振興費でございますけども、中山間地域等直接支払事業50万8,000円の補正をお願いするものでございます。中山間地域等直接支払事業につきましては、農業生産条件の非常に不利な中山間地域におきまして、集落協定を結んだところにつきまして今後、生産活動を行っていくというような協定を結んだところに対しまして、この直接支払いで交付金を交付するものでございます。現在、塩尻市内18集落、約135ヘクタールの農地の保全を中心とした活動を行っておりますけども、このうち2つの集落で協定面積が拡大と

なったところ、またこの活動の中でですね、この直接支払事業につきましては2階建てになっておりまして1階の部分が必須項目をやったところ、それから2階がその上にですね、あえて地域の皆さんが耕作を困難になったようなところを、集落のみんなで保全をしていくような協定を交わしたようなところにつきましては、ワンステップ上の協定となるわけでございますけども、その必須項目をやるところにつきましては交付金が80%を支給されているという状況になっております。今回、その1集落が、その80%から地域で担い手や法人等に農地を集積していくような仕組みづくりを行いましたもんですから100%に繰り上げられるということで、そういった2地区の協定が、面積の拡大と協定内容の改正によりまして増額になったものでございます。

それでは続きまして37、38ページをごらんいただきたいと思います。6目の農地費の中の土地改良事業で設計委託料155万4,000円の補正をお願いするものでございます。これは片丘の北熊井に鷹ノ巣上ため池というのがございます。これは昭和57年に改修をしてございまして、今、老朽化が非常に進んでいるため池でございます。この老朽化が進んでおりまして本年度事業、平成24年度事業の中で改修を県のほうに要望をしておりまして、平成24年ではできなくて来年度というような話になっておりました。しかしながら、県のほうで補正をしていただきまして、県単の緊急農地防災事業という形で取り組んでいただけたということになりました。そのために塩尻市の、今回のこの事業のルールによりまして、塩尻市がこの事業申請にかかわるところの設計委託を市が負担をするということになってございますので、この県単の事業、取り組みに当たりまして、調査設計費を市のほうで負担をするというものでございます。この2点をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長 7款商工費、お願いいたします。

商工課長 7款商工費1項商工費2目商工振興費の説明欄の白丸、中小企業融資あっせん事業でございます。中小企業融資あっせん保証料補給金2,650万3,000円を増額補正させていただくものでございます。中小企業が融資を受けまして、その借り入れについて県信用保証協会が保証する場合がございますが、その企業の信用能力に応じまして保証料が必要となります。塩尻市制度分につきましては、不況対策といたしまして市が全額負担しておりまして、県制度資金につきましては20%から40%相当額を負担することとしております。今後、中小企業の金融円滑化及び不況対策事業として実施しておるところでございます。今回の補正でございますが、平成24年9月末現在の保証料実績額2,270万円余に対しまして、過去5カ年の10月から3月までの実績額5,380万円余を加算した額を見込んで、増額補正をお願いするものでございます。

その下の白丸、企業立地推進事業でございます。新産業団地調査委託料410万9,000円を増額補正をさせていただくものでございます。信州F・POWERプロジェクトの事業の推進を図るために、その予定地、旧SNR用地でございますが、その地区の境界確認と、すべての境界くいの確認を行いまして、あわせて全体測量を実施し面積の確定を行うための委託料でございます。

その下の3目木曾漆器振興費の白丸、木曾漆器振興事業でございますが、伝統工芸木曾漆器後継者育成奨励金24万円を増額補正するものでございます。この制度につきましては、伝統工芸木曾漆器の製造技術等の保存、伝承及び後継者育成を図るために、その技術を習得しようとする者に対しまして、月額2万円を24カ月を限度といたしまして奨励金を支給してございます。年度当初5人分を見込んでおりましたが、6人からの申請がございまして1人分24万円を増額補正させていただくものでございます。以上でございます。

委員長 8款土木費。

都市づくり課長 39、40ページをお願いいたします。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、右のページの40ページをお願いいたします。丸印から上の4つ目になります。土木総務事務諸経費、道路占用料過年度還付金3万3,000円をお願いするものでございます。これにつきましては認定外道路の払い下げに伴いまして占用料を還付をするものでございます。

続きましてその下の交通安全対策費でございます。丸の交通安全対策事業諸経費でございます。消耗品費93万5000円をお願いするものでございます。これにつきましては小中学生の事故が相次いでおりますので、子供たちの安全を守るということの中で、キーホルダーを小中学生の子供さんたちに全員配布をさせていただきます。一応5,700人分でございます。それから、特に中学生の子供さんにつきましては、夕方の部活動等で遅くなる場合がございますので、中学生の2,000人の子供さんたちにはタスキ、または腕章を全員に配布をさせていただきたいというものでございます。それから1つ丸を飛ばしまして輸送対策事業の車両修繕料でございます。済みません、前でもに戻っていただきまして建設課長のほうから。

建設課長 済みません、その下の丸の交通安全施設整備事業、15節の工事請負費になります。交通安全施設費整備事業ということで1,400万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、自転車の通行の安全を目的に自転車を歩行者から分離するために、自転車専用レーンを高校北通線の国道19号から塩尻消防署の交差点までの間を設置するものでございます。なお、この事業につきましては国の補助事業を活用させていただきます。1,000万円になります。残り400万円につきましては、通学路の緊急合同点検結果によりまして交差点のカラー、路面表示等を行うものでございます。

都市づくり課長 済みません、その下の輸送対策事業をお願いいたします。車両修繕料97万2,000円でございます。これにつきましては槽川線を大新東に運行業務委託をさせていただいております。マイクロバスを2台使用しておりますけども、その排出ガスのクリーン装置が、もう限界にきてるということで、この2台分のクリーン装置の修繕をここでお願いしたいということで、これが97万2,000円でございます。

ページをめくっていただきまして42ページのところでございます。上の1番上の丸印でございますけども、道路橋梁事業諸経費でございます。用地取得費が22万4,000円、支障物件移転補償費55万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、桜沢トンネルの関連でございますけども、起点側、いわゆる木曽よりの側でございますけども、普通河川の二ノ沢という河川がございます。ちょうど木曽から来ますと二ノ沢のところに桜沢バイパスが橋をかけましてトンネルに入るという部分でございます。この部分の二ノ沢の河川管理の道路がありますけども、その河川管理の道路の国道から入ってまいりますけども、その先の行きどまりのですね、転回広場として整備をあわせてしていきたいということで、この部分にかかります用地取得費22万4,000円と、それから支障物件の移転補償費につきましては、杉が植樹林として植わっておりますので、その植樹林の補償ということで55万円を計上させていただくものでございます。

建設課長 その下15節工事請負費をお願いします。道路新設改良事業ということで、市道新設改良工事4,136万4,000円でございます。これにつきましては社会資本整備総合交付金事業の国の補助金55%の、復興予算であります全国防災の追加内示がありました。この事業は太の田橋と上西条跨線橋が該当になります。太の田橋の詳細設計を行った結果、工事費の不足がありましたので、それに補正をするものと、あとは上西条跨

線橋のほうで調整をさせて補強工事を行うものでございます。平成25年度事業の前倒しとなります。お願いいたします。

済みません、引き続きその下8款土木費4項都市計画費2目公園管理費、小坂田公園・北部公園管理事務諸経費でございます。1,785万円でございます。これにつきましては、小坂田公園マレットゴルフ場36ホール造成に伴います設計委託料、整備工事でございます。

建築住宅課長 一番下をごらんいただきたいと思いますが住宅費、市営住宅建設費、使用料及び賃借料でございます。2万円をお願いしたいと思います。電子複写機使用料でございますのでよろしく申し上げます。

委員長 以上ですね、はい。それでは4款、5款、6款、7款、8款、含めまして質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

中村努委員 40ページの輸送対策事業の車両修繕料ですが、こういったものは、大新東が負担するようなものでなくて、市が負担するような内容なんでしょうか。

都市づくり課長 榎川線につきましては道路運送法79条の運送になっておりますので、これにつきましては市が所有しているマイクロバスでございます。根本的な部分でございますので、うちのほうで負担をさせていただいて、修理をさせていただくということになってございます。

委員長 ほかにありませんか。

中原輝明委員 72ページの上段で、今、トンネルっていう話が出たもんでさ。

委員長 42ページか。

中原輝明委員 そう、42ページ。あのトンネルは人ごとじゃないが、小曽部だが、あそこにあるトンネルは大丈夫かい、安全は。

建設課長 国、県のほうからもトンネルの緊急点検がございまして、点検は一応させてもらっております。御了承願います。

委員長 点検したっきりじゃ、ちょっと。大丈夫だっていうで。

中原輝明委員 心配してるのは、落ちてっからじゃ遅いもんで、どうだかと思うが、市内にトンネルってのはあれが一番長いトンネルかい、どうだい。

建設課長 小曽部の、あの隧道が一番長いものになってます。

中原輝明委員 それで、おれ、心配するのはね、ああいうトンネルがあれば、やっぱり緊急に、自分たちも見てもいいし、だれに見させてもいいけれど、やっぱり危険は感じて、感じると思う、あのトンネルは。昔のような立派な構造でつくったもんじゃないもんで、ちょうどあの沓沢の堰堤と同じもんで、昔は手で練ったコンクリでみんなやったもんだだ、あれは。それを、ただ1度巻いたかな。危険だで調査してね、いけないもんならとめて、時期をみて新しく掘るとか、そういう何か計画立ててもらいたいな。そういうことです。答えはいらないわ。

委員長 はい、よろしく申し上げます。ほかに質問ありますか。

横沢英一委員 42ページの小坂田公園のですね、マレットゴルフ場の整備の関係ですが、設計と工事をやるということなんです、POWERプロジェクトの関連もあると思いますけれどもどんな内容なのか、36ホールっていうことですが、大体どこら辺につくるのか。それと利用料はどんなふう考えているのか、ちょっと、

そこら辺を教えてください。

建設課長 現在27ホール山際にありますけれど、そこを約、そのまま27ホール平たんなどところを使いまして、あと多目的広場、芝生広場等を活用するような、今、そこで検討中しております。また、あと使用料につきましては、今、検討中でございます。

委員長 いいですか。

横沢英一委員 はい。

青木博文委員 ちょっと、そのマレットゴルフ場の関連なんですが、その駐車場とかですね、それから管理棟、クラブハウスっていうようなものは何か含んでおるんですか。

建設課長 現在、駐車場約60台は確保する予定で、今、構想を練っているところでございます。またクラブハウス等につきましては、まだ検討中でございます。

委員長 いいですか。

青木博文委員 もう1つ38ページですが、鷹ノ巣の、このため池の工事内容をちょっと教えてもらいたいんですが。

農林課長 鷹ノ巣ですけども、先ほど申しましたように昭和57年にシート張りに改修をしてございます。全体で3,500トンの貯水能力がございまして、その中で現在計画をしておりますのは、シートが一部破損をしているということ、それから、あとですね、堤体の若干の補修をするということで、総額でございますが、今のところ1,000万円弱くらいの事業になるかなということ、今、検討をしているところでございます。以上でございます。

青木博文委員 いいです。

委員長 ほかに。

議長 先ほどの小坂田公園の整備工事に絡んでね、クラブハウスとか、その整備内容は検討中だということだけでも1,575万円の、この工事の内容の内訳というものは当然、積算されて出してくると思うんだけど、こういった内容ですか。

建設課長 36ホールをつくるための造成工事、土を動かす工事のことを、全体を含めて1,575万円の中でやるのと駐車場の整備を含めております。

議長 駐車場は、どこへつくるの。

建設課長 まだ、全くの構想でございますけれど、多目的広場の南側、道路を挟んだ南側に考えております。

議長 多目的広場ってのは、例のスケートボード場にしてみてもいいって言ったようなところのことを言うだ。

建設課長 維持担当課長のほうから説明させます。

維持担当課長 多目的広場につきましては、こども広場が西側にありますけれど、それと小坂田湖の間にある芝生のところ。その芝生の横に道が、マレットのほうへ入っていく道がありまして、その横に10メートルばか、のりになっているところを駐車場で利用しますのでお願いいたします。

議長 それと今まで使っていた、いわゆるアスレチックの関係のほうにマレット場があったよね。あれ、ちょっと起伏が激しくて高齢者には大変だということで、今、使っていないような状況なんだけども、その辺について、そこを利用してっていうような提案ってものはないですか、協会のほうからは。

維持担当課長 今、マレットゴルフ場が26ホールありますけれど、その中腹まで築造しまして、今の26ホールをつくりますのでお願いいたします。

議長 27ホールだね。

委員長 27ホール。

維持担当課長 27ホールになっております。

議長 そういうことか。じゃ、使う、利用するってことなんだね。じゃ、そこも利用して、やると。

それと先ほど建設課長のほうで、クラブハウス云々っていう話が出たんだけど、クラブハウスをつくるとすれば、この整備工事費は増額になるっていうことだね。

維持担当課長 済みません、今、マレットゴルフ会員のひとと話をしているところですけど、今、多目的広場の横に砂利の広場がありまして、そこに開会式とか、そういうのを開く予定をしています。そして、クラブハウスみたいな感じにつきましては、レストラン棟があるもんですから、茜里がありますので、そちらのほうを、雨降った時はそちらのほうを利用する予定をしている話をしていますのでお願いいたします。

議長 いいです。

委員長 ほかにありますか。

中村努委員 同じく小坂田公園のほうですけど、予算については、いいですけども、ちょっと経過について気になる点があるので、ちょっと副市長にお聞きをしたいんですが、しののめのマレットゴルフ場の閉鎖に伴うというようなことで、9月定例会で利用者の皆さんと協議していくというような答弁で、どうなるのかっていうことを多分全議員が気にしたと思うんですが、一部の議員は知ってたと、新聞報道で我々は知ったというような経過があって、これは全協の時に予算はともかく方針は議会に報告すべき内容だったと思うんですが、その点は、しなかった理由は何かありますか。

副市長 ございません。

中村努委員 やはり、非常に皆さん気になってたところでもありますので、報告はしていただきたかったということです。それと、新聞報道やら議会の関係資料なんかでも、どうも、しののめのマレットゴルフ場の補償のようなとらえ方がされている。これは、きちんと高齢者の元気づくりのために小坂田公園をしっかりと整備してやっていかならいいんですけど、ちょっと補償的な要素が前に出すぎると、じゃ、市と協会と交わした念書の中身は何だったのかということになってしまいますので、今後、市との、そういった念書の、何て言うんですかね、効力というのが非常に軽くなってしまうような気がするんですが、その補償とか、そういうこととの関係はどういうふうにとらえればよろしいですか。

副市長 決してですね、しののめの道の代替施設としてつくっていくということではございません。あそこを活用していただいてですね、今、高齢者の方々が大体日に150人くらい、それから大会を開きますとですね、300人近い高齢者の方々がお集まりになってマレットゴルフを楽しんでおられる。私どもがしののめのところをお貸しする際にはですね、本当のわずかのマレットゴルフの人口だったというふうに記憶をしております。それが、今、そういうふうな形で拡大をしてくまして活用されているという状況の中ではですね、半面、顧みますと小坂田のゴルフ場、マレットゴルフ場につきましては御承知いただきますように非常に急峻でございまして、あそこで高齢の方がプレーをしている中でですね、何件かの、小さい事故でございまして起きているとい

うような状況を踏まえた時に、POWERプロジェクトの当然、推進ということですが、補償ではなくて、これからの高齢化を見据えた中できちんとした高齢者の集える、しかも安全なですね、施設を整備、早急に整備していく必要があるということで今回の補正をお願いを申し上げました。本来なら委員おっしゃるとおり、これは議会に協議を申し上げてですね、新年度予算で対応すべきところでございますけれども、POWERプロジェクトの状況等、見据えた中で、できるだけ早く整備をしていくほうがいいじゃないかということで、今回の補正をさせていただいた次第でございますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

中村努委員 最後ですけども、F・POWERプロジェクトという非常に大きな計画、それからマレットゴルフ協会の皆さんを始めとした健康づくりへの市民の機運っていう大きな固まりがあります。それとあわせて社会福祉センター、抜本的に何とかしなきゃいけないんじゃないかっていう問題があります。できればですね、この辺、最優先としてワンセットで考えていってもいいんじゃないかなっていうふうに思うんですが、いかがですか。

副市長 ちょっと、私が御答弁するには課題が大きすぎましてですね、いろいろの要素が絡んでまいりますので、はっきりした答弁を申し上げるかどうかがございますけれども、いずれにせよ、今回のPOWERプロジェクトに関しまして余熱と言いますか相当量ですね、熱量が供給をされるということがございますので、この活用につきましては単に農業的な活用っていうだけではなく健康面とかですね、あるいは福祉面を考慮したものの考え方もですね、一方ではあるのではなからうかなというふうに私自身は考えております。これから、いろんな活用方法、総合的に産業の育成とか、それと一緒にですね、検討をしていく場をつくってまいりますので、同時に研究をさせていただきたいというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

中村努委員 わかりました。

委員長 ほかに。

中原輝明委員 今の関連の話だけども、副市長は、私が云々って言う、これはよくわかるわ、トップじゃないで。しかし、そういう意見が強く出てるってことだけは市長に伝えてほしい。言葉を正しく、それだけをお願いしておきます。それともう一つ、前段で契約、貸した時に、貸した時は無料で貸せるで、いつでも返していいよってこの契約の中を継承させる、市だけではなくて、その都度、その代表者がかわるたび、皆、ちゃんと注意をしなきゃ。内容はこういうぐあいになっているっていうこと、みんな忘れてる。今の衆は自分たちがみんなつくったもんだと思ってるだよ、自分たちのもので。それが大きな間違いだ。いつでも返すってことになっているだ、あれは、無料で。ほだで無料で貸してあるだ。それを、どうして持続してりゃいいかっての、持続させるには市にもあるし相手にも、相手が代表者がかわるたんび、みんなに徹底してないだ、会の皆さんに。これは市から借りて、おかげさまでっていう、そういう思いがないわけさ。それを継承していきゃ、必ず契約どおり返したいって時には、ありがとうございますって。次の、ありがとうございますの後は何出るか知らないが。返してもらったら、それをどうすりゃいいかってのは皆様が考えなきゃいけないことだ。それだけ老人が、いわゆる高齢者が使ってるものに対して、それを返してもらったで、後はどうすりゃいいかってのは、皆様も考えなきゃいけないんだよ、言われなんでも。それが契約ってもんだ。契約は、ちゃんと返してもらわなきゃ。あの衆は、返すには何かしろってのが、そこにもいるがさ、1人。だで知らない者は、よっぽどのとこじゃよく歴史を知らなきゃだめ。ほいで基本はそういうこと、以上。

副市長 前段のお話につきましては、しっかり市長に伝えてまいりますので、委員会の総意ということによる

しいでございましょうか。

中原輝明委員 総意です。

副市長 それから、使用貸借契約の関係でございますが、これは体育協会との間で、そういう申し合わせと言いますが、基本契約を結んでおります。これは御指摘のようにですね、マレットゴルフ協会というのは任意団体でございますんで、体協に属している任意団体でございますんで契約能力云々から言ってですね、体育協会と結んでさせていただいてますので、その点は御了解をお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

議長 38ページの企業立地推進事業、いわゆる人材育成エリアの境界の確認というようなことなんですけども、市のほうでは境界確認、また発掘事業と補正をつけて事業推進に協力していこうという形で取り組んでますけども、事業主体となる征矢野建材さんは現在の程度まで、この事業について計画的なものを進めておられるのか。というのは、何かちょっと漏れ聞く話では金融機関が今回のこの事業に関して採算性の問題で少し危惧をしていて、資金の融資について慎重になってるといようなお話をちょっと、ある筋から聞いたものですから改めて担当部長のほうにお伺いをしたいと思います。

地域経済担当部長 金融機関の後段のほうの御質問から申し上げますと、社のほうの事業運営には金融機関も参加しておりますし、櫻井社長さんのおっしゃる中でも融資につきましては間違いなく、むしろ金融機関のほうから積極的な提案をいただいているという話をお聞きしております。今、議長さんおっしゃるような話があるかとして、これは想定なんですけど、だとしたらば、事業費が今、どこら辺でマックスをしていこうかっていうところを最後の詰めの段階に入っておりますので、ちょっとそこら辺で時間がかかっている点で、そんなような話が出ているのかなっていような、そんなようなことを想定しているとしてお聞きしました。

前段のほうは、事業の今の推進ぐあいでございますが、一昨日も、県と市と事業者の征矢野建材さんと協議をして、その都度必要において協議させていただいております。現段階では、用地のことに限って申し上げますと、その用地をどういった形でレイアウトしていこうかっていうところの案が、かなり事業者にとっての考え方が詰まってきたような段階であります。地元との対応等につきましては本会議でも若干申し上げさせていただいておりますが、年内に北熊井の地元の、いわゆる窓口となっただけの委員会の部分が立ち上げていただけるっていような話をお聞きしております。全体の片丘地区の対策委員会につきましても、年内に立ち上げていただくっていようなことをお聞きします。あと事業に推進に当たってのっていうんですか、進めていくに当たっての協議会という話も本会議であったわけなんですけど、この協議会で先ほど副市長もおっしゃっていた熱利用も含めて研究していくという場なんですけど、そこら辺も年内のうちに協議会を立ち上げて、それから研究に入っていこうっていう、そんな段階でございます。

議長 それから、これは多分、話の中で国からの補助事業になるというような説明があったと思うんですけども、いわゆる、その総事業費が固まらなると補助率幾らとか、補助金幾らというのは当然出てこないと思うんですけども、どういった国の補助事業を使ってやるわけですか。

地域経済担当部長 この補助事業は交付金事業で基金を造成して県のほうで、それぞれ都道府県に国が分けまして基金造成をして行っていくという補助事業っていうんですか、交付金事業なんですけど、林業活性化の加速化の交付金事業で取り組んでいくこととしております。この規模は、県が抱えている基金造成した、その基金を交

付してこうという考え方でして、前政府ってはおかしいですが、前の予算の中でされた、基金造成されたものがありますので、その額が何ですか、集成材っていうんですかね、加工のほうの、そちらのほうの林業体制を振興してこうっていう事業なもんですから、考え方としましては、そちらの事業費の約2分の1ということで、現在想定されております額が、議会でも申し上げた10億円から15億円くらいの中で計画がされているところであります。

委員長 議長、できるだけ予算にかかわることに戻していただいて。

議長 それで、この境界確認というのは18ヘクタール、用地ありますよね。その全体、要するに隣接しているところについてやられると、こういうことですね。

商工課長 おっしゃるとおりでございます。当初、平成6年にですね、実施しているわけなんですけども、時間の経過によりまして、川の中も実はくいが入ってしまっていて、そういったくいが無いもの等が見受けられて、ここですべてを確認、大体、現地見ていただくと2キロメートルか3キロメートル周回あるんですが、そこを見てですね、確認して、面積を確認しまして成果をデータ化をしていきたいという考え方でございます。

委員長 いいですかね、ほかに。よろしいですかね。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第28号中、4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費及び8款土木費を、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 御異議なしと認め、議案第28号平成24年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際、5分間休憩を取ります。

午後2時16分 休憩

午後2時23分 再開

委員長 休憩を解いて、再開いたします。休憩前に引き続き議案審査を行います。

議案第30号 平成24年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 議案第30号平成24年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます。

施設担当課長 それでは、議案第30号平成24年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,621万2,000円とするものです。

内容につきましては、7ページをお願いいたします。3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につき

ましては、説明欄にありますように、一般会計繰入金を117万3,000円増額をお願いするものでございます。支出に伴う一般会計繰入金の増額となりますので、よろしくをお願いいたします。

次、9ページをお願いいたします。1款経営管理費2項施設管理費1目維持管理費につきましてですけども、説明の欄をお願いいたします。15節工事請負費、3番目の丸ですけども、簡易水道施設整備維持管理事業のうち管路補修等工事につきましては、実績見込みによる100万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、3款公債費1項公債費1目元金につきましてですけども、説明欄の元金ですけども、長期債元金償還金の確定に伴いまして183万6,000円の増額をお願いするものでございます。私からは以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。いいですね。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第30号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第30号平成24年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第31号 平成24年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

委員長 議案第31号平成24年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。説明を求めます。

施設担当課長 それでは、議案31号平成24年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)をお願いいたします。11ページをお願いいたします。

21款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費につきましてですけども、24節動力費389万5,000円の増額をお願いするものでございます。電気料金単価の値上げに伴う実績見込みにより増額をするものでございます。

続きまして13ページをお願いいたします。41款資本的支出1項建設改良費2目配水施設費22節工事請負費ですけども、700万円の増額をお願いするものでございます。配水施設整備事業の関係ですけども、配水管が埋設されておらず、水道利用者複数で供給している給水管、いわゆる連合管ですけども、増給水による出水不良、水圧低下など、安定供給に支障を来している地域がございまして、大門地区2工区、延長180メートルを施工するための700万円の増額をお願いするものでございます。

次、3目浄水施設費22節工事請負費の関係ですけども、1億4,650万円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、片丘浄水場移設更新事業の関係ですけども、現地の施工状況により、本年度施工を予定しておりましたろ過池覆蓋工、場内配管工など4工事につきまして翌年度施工することで効率的な各種工事の施工、また施工性の向上、鋳型等の品質の向上のほか、場内配管工事では合算経費による経費の削減を図りたく、当該工事の翌年度への先送りに伴う工事請負費の減額をお願いするものでございます。またなお、これにつきまして、事業自体の遅延はない予定で今計画をしてございます。私からは以上です。よろしく御審議のほど

をお願いいたします。

委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

それでは、私のほうから。13ページのただいまの工事請負費の関係ですが、現地の進捗状況によって、現地の施工状況として次年度ということですが、1億4,650万円ですかね。これは裏返しすると、当初の見込みが甘かったのか、当初の予定はどういう見込みであったのか、その辺の事情だけ説明してください。

施設担当課長 昨年度から浄水場の築造工事につきましては着手してございますけれども、当初がスタートで用地交渉等、用地買収に伴いまして不測の日数を要しまして、その部分の少し遅れが来ております。その遅れを取り戻そうということで昨年度の工事、また繰越工事で行っておりまして、本年度もやっておるわけでございますけれども、そういった中でそれぞれ予算執行という形でのものを考えておりまして、現地のほうの施工性も含めて計画をして当初予算に載せたところでございますけれども、実際に現地のところのほうの施工状況を見て、配水管等の管路施設のそれぞれの取り合い等、現地のほうの確認をしましたところ、一緒に工事がすべて入ってしまいますと、やはりどうしても中ががちゃがちゃしてしまいますので、そこら辺の取り合わせ等をきちんと行いたく今回先送りという形で減額をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 先送りね。ほかにありませんか。いいですか。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第31号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第31号平成24年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第32号 平成24年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

委員長 議案第32号平成24年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます。

建設維持課長 お願いします。議案第32号平成24年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いします。11ページをお願いします。収益的収入及び支出でありますけれども、21款下水道事業費用1項営業費用7目普及促進費でありますけれども、67節補助金及び交付金であります。60万円の増をお願いするものであります。これは、私設ポンプの補助金でありまして、今年度の申請が3件ほどありまして、まだ問い合わせ等もありますので、申請実績等から増額をお願いするものでありますのでよろしくをお願いします。

2項営業外費用2目消費税でありますけれども、これは、工事費等の減額等によります実績見込みなどによりまして、消費税納税額を157万1,000円増額するものでありますのでお願いします。

12ページをお願いします。31款資本的収入でありますけれども、1項企業債1目企業債であります。1節企業債3,230万円の減であります。これにつきましては、社会資本整備総合交付金の減額交付決定及び企業債対象事業の実績見込みによります、下水道事業債の減額でありますのでよろしくをお願いします。

4項補助金2目国庫補助金でありますけども、3,810万円の減であります。これは、社会資本整備総合交付金の減額交付決定によります補正でありますので、よろしくをお願いします。

次、13ページをお願いします。41款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費でありますけども、22節工事請負費1,760万円の減であります。これにつきましては、社会資本整備総合交付金の減額交付決定によりまして、工事内容の見直し、また設計積算の成果など実績見込みによりますもので、管渠工事におきまして760万円の減、雨水渠工事につきまして1,000万円の減を行うものであります。

26節材料費でありますけども、150万円の減であります。これは、マンホールぶたの購入単価の低廉によります減額でありますので、よろしくをお願いします。

3目処理場建設費でありますけども、18節委託料、これも社会資本整備総合交付金の減額交付決定によります工事発注状況など、実績見込みによります5,200万円の減をお願いするものでありますので、よろしくをお願いします。私どもからは以上でありますので、よろしく御審議をお願いします。

委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

中村努委員 消費税の今の説明で、事業費が少なくなったから消費税が多くなるということは、ちょっと意味がわからないんですが。

経営管理課長 まず、消費税につきましては、料金収入等によります借受消費税額と、工事の発生に伴います仮払消費税の差額を、事業活動にかかわります消費税といたしまして計上しているものでございます。今回の補正につきましては工事請負費が減額になったものでありまして、仮払消費税の減額に伴いまして借受消費税との差額が生じたことによりまして出た数字でございます。

委員長 ほかに、よろしいですか。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第32号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第32号平成24年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第33号 平成24年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

委員長 議案第33号 平成24年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)を議題とします。説明を求めます。

経営管理課長 議案第33号平成24年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)でございますが、こちらにつきましては、人事異動に伴う人件費の増額でございます。よって、以降省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

委員長 質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第33号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第33号平成24年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、議案審査は終わります。続きまして、議員提出議案についてを議題といたします。

議会平成24年9月第1号 住宅リフォーム助成制度の拡充を求める意見書

委員長 ただいまから、継続審査となっていました議会平成24年9月第1号住宅リフォーム助成制度の拡充を求める意見書について審査を行います。御意見ありますか。

中村努委員 修正案を提出したいのでよろしいでしょうか。

委員長 はい。それでは、事務局で配ってください。

それではですね、修正案について提案者から趣旨の説明を求めます。

中村努委員 それでは、簡潔に説明いたします。まず1点目ですが、前回も申し上げましたが、県産材の利用拡大に重点を置いた県独自の住宅リフォーム助成制度、これについての拡充というようなことでありましたけれども、これをしますと、県産材の利用拡大という趣旨から大きく外れたような形になってしまうので、その部分は削除したほうが良いと思います。

それから、2点目ですが、新しく項目を入れました。大震災以降の住宅の耐震化ということですが、現在の耐震改修の補助制度というのは、建物全体の構造に対する改修のみが対応となっていて、天井材を変えるだとか、あるいは屋根がわらをカラー鉄板にしたりとか、窓ガラス等の強化等の対象にはならないので、そういったものも進めなければならないので、こういった制度を使えばそれも可能になるのではないかとということで、新たに盛り込ませていただきました。

それから、3点目ですが、市町村が行うリフォーム助成制度へ県が上乗せをしてほしいという内容でしたけれども、これは、リフォーム制度がある市町村にだけ県が上乗せ補助をするということを求めるのはちょっといかなものかということから、まずは県でリフォーム制度をしっかりと、その上に市町村が上乗せ補助をそれぞれでするところはすると、そういった制度にしたほうが良いのではないかとということから、この上乗せ云々のくだりは削除というような形で、お配りした修正案のようになりましたのでよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ただいま中村委員のほうから御説明がございましたように、原案のところの削る部分については、活字の中央の部分を黒い線で消してございます。それから、新たにつけ加える部分につきましてはアンダーラインをですね、引いた部分が入ってくるということで、なお、その辺のところは、ただいま理由につきましては聞いたということで、県産材の利用と両方ごっちゃになってしまうので、この辺のところはですね、削ってすっきりした形のものを出していくと、こういう提案でございます。

それでは、修正案について御質問がありましたらお願いをいたします。どうでしょうか。

横沢英一委員 基本的にはいいと思うんですけども、当初上げられた方がですね、この修正案でいいよとい

うようなことの確認みたいなことは取れてますでしょうか。

中村努委員 昨日でしたか、提案者の柴田博議員に確認をいたしました。県産材云々のことは、それにこだわるものではなくて、やはりリフォーム制度がしっかり県としてできれば、そういう趣旨であるということ、願意を確認しましたので、願意は違っていないというふうに思っております。

横沢英一委員 はい。

委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

意見がないようでございますので、採決を行います。採決は挙手により行います。修正案に賛成の方の挙手をお願いをいたします。

〔挙手多数〕

委員長 ありがとうございました。賛成多数により修正案を決定いたします。

続きまして、修正可決した部分を除く、平成24年9月議会第1号住宅リフォーム助成制度の拡充を求める意見書の原案について採決をいたします。修正部分を除く原案について、認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

それでは、修正可決した部分を除く原案は、全員一致をもちまして決定いたしました。以上で、議会平成24年9月第1号の審議は終わりいたします。なお、可決されました修正案は、経済建設委員会として20日の本会議に提出をいたします。よろしくをお願いいたします。

陳情12月第5号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

委員長 それでは、これより陳情の審査を行います。当委員会へ付託された陳情は1件であります。陳情平成24年12月第5号耐震診断・耐震改修に関する陳情について審査をいたします。事前に文書が配付をされておりますので朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ありがとうございました。それでは、委員より御質問、御意見がありますか。

中村努委員 特定建築物の耐震診断等、予定しているものがありましたらお願いします。

建築住宅課長 特定建築物、特に緊急輸送道路、関係してくると思いますが、実施計画それから平成25年度予算でも新しく入ると、検討をしておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかにありませんか。特に御意見がないようでございますので、採決は挙手によって行いたいと思いますが、では、この陳情に賛成の委員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

委員長 ありがとうございました。それでは、全員一致をもちまして、本陳情については採択ということに決定をいたしました。なお、これについては、特に文書を出すとか、本会議での報告はございませんが、そういうことで御了承いただきたいと思います。

その他

委員長 それではですね、その他のほうでならい荘にかかわる件が1件ございますので、お願いをいたします。

観光課長 それでは、ならい荘について報告をさせていただきたい案件がありますので、お手元に資料を配らせていただきたいと思います。

委員長 それじゃ、資料の配付、お願いをいたします。

それでは、課長、説明をお願いいたします。

観光課長 それでは、お願いいたします。ならい荘につきましてのことです。趣旨としましては、平成24年3月30日に解散を決定し、下の経過のとおりでございますけれども、次期経営者の募集、それから清算人によって清算事務を進めてきたところでもあります。過日、12月5日開催されました株式会社ならい荘株主懇談会で、清算株式会社ならい荘の清算と株主の全員の持ち株を譲渡することが全会一致で承認されたということですので、その内容について報告をさせていただくというものでございます。

まず、経過のほうでございますが、経過のほう、庁内あるいは議会というくくり、それから経営者の募集、公募というくくり、裏面に行きまして、清算会社、それから会社継続という、ちょっと4つに分けて経過を追ってございます。庁内と議会に関しましては、既に皆さんかかわりをいただいておりますので、概略だけ申し上げますけれども、3月12日に当委員会では新たな経営者を公募するところから始まっております。それで、7月4日に経済建設委員会の協議会で清算の方法、要するに支払いの方法について御報告をさせていただきました。

それから、経営者の公募につきましては、ちょっと割愛をさせていただきます。

裏面に行きまして、清算会社であります。3月30日に株主総会で解散、それから清算人の選任をして清算事務を進めてきたところでもあります。最終的には、次の会社継続ということで、7月30日に臨時の株主総会を開いて清算会社を改め会社を継続するというので、現ならい荘の経営を継承をしているということでもあります。清算会社のほうで、清算人によって債務を清算してきたわけですが、最終的に9月12日が最終の支払いとなっております。以降、決算書の作成ということになりました。

会社の継続を7月30日に決めまして、新たな経営者を、建物を買取っていただいた望月地所株式会社の役員の方々にお願いをしたということでもあります。8月7日に会社継続の手続きを済ませまして、同時にならい荘の営業を再開をしているということでもあります。9月5日にはリニューアルオープンのお披露目、それから10月31日に会社を継続したことによって税法上のみなし法人ということで、4月1日から7月29日までを第12期として確定申告をしないよということでもありましたので、これは新たな会社のほうで確定申告をしているところでもあります。12月5日に株主懇談会をしまして、株式の譲渡について全会一致で承認をしていただいたものであります。

2番目の内容に移りますが、報告する内容2件ございまして。済みません、これ、譲渡の内容って書いてありますけど、譲渡はちょっと誤りです。内容だけあります。

1つは、清算株式会社ならい荘の清算ということで、これは2枚目の資料を見ていただきたいなというふうに思います。その上段のほうでございますが、清算書というふうにご覧いただけます。時価に引き直した処分価格ということで、これは前々からお話をしてきましたけれども、債務を支払うためにお金にかえた金額、最終の金額が565万9,164円ということでもあります。なお、3月30日の清算において繰越損失がございまして、負債が資本の3,000万円を超過をしておりましたということで、その時点で3,000万円につきまして

は、これも前々からお話をしてきましたけれども、事実上なくなっているということでもあります。さらに不足する債務の整理をということで行ってきた結果でございます。

まず、借入金であります。借入金は、短期借入金が121万6,400円、固定負債、これは長期の借入金であります。448万7,000円、合わせて570万3,400円ございました。これにつきましては、当初の、皆さんにお話をしたように、保証人の弁済をもって賄うということで、うちのほうの収入のほうからは支払いはしておりません。したがってゼロというカウントであります。

それから、(2)であります。全額支払債権等ということで、 から まででございます。これにつきましても、これはすべて支払いをするものだよという約束をしてきましたので、租税債権から一般債権者の分まで 番はすべて支払いをさせていただきました。そのトータルが525万177円でございます。

(3)で、旧経営陣に残ったものを案分しましょうよという約束でありましたので、40万8,987円が残りましたが、そのうち、ちょっと順番が反対で申しわけありません、(4)建物付属設備等売却消費税相当額というものを約7万円見込んでおります。それを、今の支払可能額から引いたものを旧経営陣にお支払いをしたということで、33万9,500円を旧経営陣にお支払いをしております。したがって、旧経営陣は201万2,140円を放棄をしていただいたということでございます。

ということで、清算株式会社ならい荘につきましては、旧経営陣等々の弁済あるいは放棄によって、一応身ぎれいな会社にしたというものでございます。

それから、戻りまして2の(2)であります。株式の譲渡ということで、譲渡の相手方を松本市大字里山辺949-3望月勝利さん、これは望月地所株式会社の代表取締役でございます。株につきましては、会社での所有ではなくて個人の所有ということでございます。2枚目の資料で、今度は下の段を見ていただきたいというふうに思います。株式を譲渡したわけですが、ゼロになるというものを少し価値を見出しまして交渉してきたわけですが、まず、持ち株がそれぞれ塩尻市から株式会社ならい荘まで、全部で600株、3,000万円ということでありました。それを、最終的には全員で売るということで、15万円でお譲りをするということを決定をしたところであります。これの根拠は、下にも書いてございますが、新規で旅館業等の許可申請をする費用が10万1,500円ということであります。これの資産価値というのはあったということで、一応15万円ということでお譲りをするということを皆さんが認めていただいたものであります。したがって、塩尻市の持ち株の402株を処分しますと、10万500円というお金になったところであります。なお、このお金につきましては、3月の債務の補正をさせていただきたいというふうに思います。この手続きをさせていただいて、市とならい荘の関係につきましては、一応清算ということであります。

なお、土地につきましては、管財のほうで貸し付けの契約が残っておりますので、すべてが切れるということではありませんが、一応経営権のほうからはこれですべて撤退ということになります。以上です。

委員長 ただいま観光課長のほうから説明があったとおりでございますが、特にこれについて御質問、御意見等がありましたら、お出しをいただきたいと思います。

中原輝明委員 今の土地の問題は、知らないじゃなくて、財政とはちょっと話をして、知ってるずら、なから、わからんだ。

総務委員会へ行かなきゃわからないようなことじゃなくてさ、わかったら、ここで言ったほうがいいよ、それ

は。

観光課長 土地について知らないということではございません。ちょっと言い方が変で申しわけありませんでしたけれども、土地につきましては、貸付契約をしましてお貸しをしているということで、10年以内に買い取ることを条件にお貸しをしているということであります。ですので、向こうの経営状況がよければ、早めに購入をいただくということでございます。

中原輝明委員 おれの聞いているのはそういうことじゃなくて、その貸付条件云々じゃなくてさ、実際、今貸してる金額がどのくらいになっただかということが、一番必要だ、おれたちは、それはわかるはずずら。財政じゃなきゃわからないなんてとんでもない話で、皆さん、そのくらいのことわかってて説明しないと。

観光課長 係長のほうから、済みません。

観光振興係長 私のほうから賃貸について説明をさせていただきます。土地につきましては、宅地5,249.85平方メートルを年額105万337円で貸し付けをしております。初年度につきましては月割になりますので、7月からの月割で、今年度につきましては78万7,752円になりますのでお願いします。

中原輝明委員 それじゃ、これは平米当たりどのくらいするの、割りゃあわかるか。というのはね、なぜ聞くかっていうのは、外部のものいろいろあるもんでな、この市内の中に、そういうものを参考にしやるのか、その人だけに特別な優位っていうか、買ってもらったで、あったでいいというわけじゃなくてさ、ある程度の適正な価格でお互いやってかないとまずいじゃない、市の財産。

観光課長 貸し付けの決まりごとはですね、評価額の6%というのが、普通財産の貸し付けであります。それに従っております。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですかね。

それでは、その他の件については報告を聞いたということで処理をいたします。

それでは、予定された案件が終わりました。あと、継続審査の申し出。

閉会中の継続審査の申し出

経済事業部長 議会閉会中にですね、経済、建設、水道事業部に関する協議が必要になった場合に、継続審査をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの閉会中の継続審査の申し出がございましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文については、委員長に御一任願いたいですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、理事者からあいさつがあればお願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 大変に熱心に御審査をいただきましてありがとうございました。提出をいたしましたすべての案件につきまして御承認いただき、重ねて御礼を申し上げます。なお、審査の中でいただいた意見に関しましては、今後の行政運営に活かしてまいりたいというふうに考えております。どうもありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。以上で、12月定例会経済建設委員会を閉会といたします。

午後3時04分 閉会

平成24年12月18日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 永井 泰仁 印